

区連会資料・

西区の事件・事故概況
～ 安全・安心なまちづくりの推進 ～

戸部警察署
生活安全課

1 事件の発生状況等(令和7年4月末)

刑法犯認知件数
※暫定値

令和7年中 458件

令和6年中 403件

前年同期比 +55件

刑法犯検挙件数

令和7年中 194件

令和6年中 179件

前年同期比 +15件

○ 増加した主な犯罪

	認知件数	前年同期比
オートバイ盗	11	5
侵入盗その他	9	5
置引き	19	4
その他の知能犯	5	4

○ 減少した主な犯罪

	認知件数	前年同期比
万引き	143	-19
傷害	14	-9
自転車盗	32	-4

2 特殊詐欺発生状況(令和7年4月末)

発生状況
※暫定値

令和7年 12件

令和6年 6件

前年比 +6件

被害金額

令和7年
被害額 約4200万円

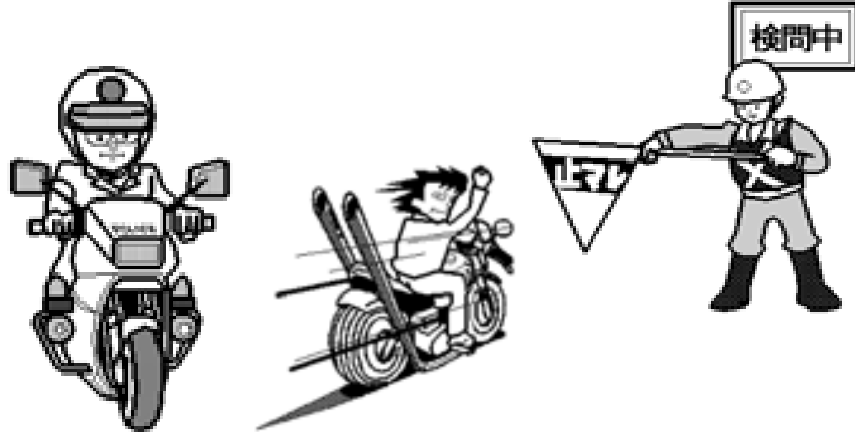
令和6年
被害額 約700万円



3 交通事故の発生状況(令和7年4月末)

	件数	死者	負傷者
令和7年	83	1	25
令和6年	89	0	98
増減	-6	1	-3

議題 1



4 西区内の交通事故発生状況

西区の交通事故発生件数は減少傾向ですが、二輪車の関係する交通事故は増加しています。

二輪車を運転する時はヘルメットだけでなく、プロテクターも活用しましょう。また、自転車を含むドライバーの方は、止まれの標識がある道路では必ず止まり、安全を確認してから進みましょう。また、横断歩道では、手前で一旦停止するなど横断歩行者がいないことを確認し、早めのライトを点灯、わき見運転などにも注意しましょう。歩行者は付近に横断歩道がある時は横断歩道を渡り、併せて反射材も身に付けドライバーに自分の存在をアピールしましょう。

今月のトピックス

SNS型投資詐欺に注意！！

現在、西区内において
有名人の画像や
名称等を悪用し
あたかもその有名人が投資を推奨しているかのように装う手口が多く見られます。

具体的な手口

①有名人の画像の無断使用

②投資グループへの誘い込み

③投資家やアシスタントを名乗る者からの連絡

「SNS型投資詐欺の注意・確認ポイント」

・投資先が実在しているか、
国の登録業者か

・投資を勧めている「著名人」になりすましていないか

・「暗号資産」か「投資アプリ」等が
実在しているのか

戸部警察署生活安全課		西 区 町 別 犯 罪 発 生 状 況																			(令和7年4月末現在)				※			
地区名	町 名	凶 悪 犯	粗 暴 犯				窃 盗 犯													知 能 犯		そ の 他 刑 法 犯 等	総 計	前 年 同 期	増 減	増 減 比	特 殊 詐 欺	
			暴 行	傷 害	恐喝 その他	小 計	侵 入 盗				非 侵 入 盗								合 計	詐 欺	そ の 他 知 能 犯							
							空 き 巢	事 務 所 荒 し	そ の 他	小 計	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	車 上 狙 い	ひ つ た く り	置 引 き	万 引 き	そ の 他										小 計
第1地区	御所山町					0				0								0	0				0	1	-1	—		
	桜木町					0				0								0	0	2			2	0	2	—	1	
	戸部町					0				0							1	1	1			1	2	3	-1	—		
	戸部本町	1	1		1	2				0	1		2			1	3	7	7	3		4	17	5	12	340.0%	1	
	花咲町					0				0								0	0				0	2	-2	0.0%	1	
	宮崎町					0				0							1	1	1				1	0	1	—		
	紅葉ヶ丘					0				0						1	1	2	2			1	3	1	2	300.0%		
計	1	1	0	1	2	0	0	0	0	1	0	2	0	0	2	0	6	11	11	5	0	6	25	12	13	208.3%		
第2地区	中央	1				0				0	1		2	1			4	4	12	12			1	14	5	9	280.0%	
	西戸部町					0				0			2					3	5	5				5	1	4	500.0%	
	西前町					0				0							1		1	1				1	1	1	100.0%	
	計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	1	0	0	5	7	18	18	0	0	1	20	7	14	285.7%	
第3地区	久保町					0				0		1						3	4	4	1		2	7	3	4	233.0%	
	浜松町				1	1				0								3	3	3	1			5	3	2	166.7%	2
	東久保町	1				0				0			1				1	1	3	3	1		5	3	2	166.7%	1	
	藤棚町					0				0								5	5	5	1		1	7	2	5	350.0%	1
	元久保町					0				0								1	1	1				1	0	1	—	
	計	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	13	16	16	4	0	3	25	11	14	227.3%	
第4地区	赤門町					0				0								0	0					0	0	0	—	
	東ヶ丘					0				0								0	0					0	1	-1	—	
	伊勢町					0				0							1		1	1				1	1	0	100.0%	
	老松町					0				0									0	0				0	1	-1	0.0%	
	霞ヶ丘					0				0			2					1	3	3				3	0	3	—	
	境之谷					0				0			1	1					2	2	1			3	1	2	300.0%	
	西戸部町					0				0			1					1	2	2			1	3	4	-1	75.0%	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	1	2	8	8	1	0	1	10	8	2	125.0%		
第5地区	岡野			1		1				0	1		2	2			1	2	8	8	1	1	1	12	8	4	150.0%	1
	北幸	3	1	3	1	5				0	1	4	4			1	10	11	31	31			8	47	24	23	195.8%	1
	高島		5	2	1	8			2	2			7			3	40	10	60	62	4	3	17	94	119	-25	79.0%	
	西平沼					0				0									0	0	2		1	3	3	0	100.0%	
	平沼			1		1			2	2			1					1	2	4	1		6	9	-3	66.7%		
	南幸	2	11	6		17			3	3		3	2	1		13	58	18	95	98	3		22	142	143	-1	99.3%	
計	5	17	13	2	32	0	0	7	7	2	7	16	3	0	17	109	42	196	203	11	4	49	304	306	-2	99.3%		
第6地区	北軽井沢					0				0				1				1	1					1	1	0	100.0%	
	楠町					0				0			2					2	2	1				3	2	1	150.0%	1
	浅間台					0			1	1		1						1	2	1		1	4	3	1	133.3%		
	浅間町					0			1	1	1	1	1					2	5	6	1		3	10	7	3	142.9%	
	南軽井沢					0				0									0	0			1	1	2	-1	50.0%	
	南浅間町					0				0									0	0				0	3	-1	—	
	宮ヶ谷					0				0		1						1	2	2				2	2	0	100.0%	
計	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	3	3	1	0	0	0	3	11	13	3	0	5	21	20	3	105.0%		
みなとみらい地区	みなとみらい	1	1	1		0				0			2				27	10	39	39	7	1	2	53	39	14	135.9%	2
	西区全体	9	19	14	4	35	0	0	9	9	5	11	32	6	0	19	143	83	299	308	31	5	66	458	403	58	113.6%	12
	前年同期	2	17	25	3	45	0	1	4	5	7	6	36	4	0	15	162	46	276	281	28	1	46	403				6
	増減	7	2	-9	1	-10	0	-1	5	4	-2	5	-4	2	0	4	-19	39	23	27	3	4	20	55				6

R7.1.1～ R7.4.30



2025年度全国統一防火標語

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」



区分／年別		令和7年	令和6年	増△減
火災件数		7	12	△ 5
火災種別	建物火災	5	8	△ 3
	車両火災	1	1	0
	船舶火災			
	林野火災			
	その他の火災	1	3	△ 2
焼損床面積(㎡)				
死者				
負傷者				
主な原因	電気機器	2	2	0
	たばこ	2	5	△ 3
	配線器具	1	1	0
	放火(疑い含む)	1	0	1

区分／年別		令和7年	令和6年	増△減
救急件数		3,543	3,373	170
主な内容	急病	2,510	2,308	202
	交通事故	81	86	△ 5
	一般負傷	685	725	△ 40
	その他	267	254	13

連合町内会別火災発生状況			
連合／年別	令和7年	令和6年	増△減
第一地区			
第2地区	0	1	△ 1
第3地区	3	0	3
第4地区			
第五地区	2	9	△ 7
第六地区			
みなとみらい地域	2	2	0

※速報値ですので、確定したものではありません。

【1か月間の火災状況（4月1日～4月30日）】

※4月中 合計 2 件（建物火災： 1 件）
東久保町 2 件

* 消防瓦版 *



よこはま防災eパークが

バージョンアップ!!

・充実したデジタルコンテンツ！

100本以上の動画や動画やミニテスト、防災クイズゲームなどでわかりやすく防災を学べます！

・幅広い分野をオールインワンで学習！

火災、地震、風水害、救急など、いざというときに必要な知識をオールインワンで学習できます！

・子どもから大人まで、状況に応じて

学習が可能！

おとなも子どもも子育て世代も！利用者のニーズに応じて
分かりやすく学べます！

西消防署 総務・予防課 045-313-0119

がけ地の近くにお住いの皆様へ

土砂災害に備えて がけ地を調査します

いつから・どこを調査するのですか？

西区では、令和7年6月から調査を始めます。住宅の裏のがけ地等、西区内及び隣接区にまたがるがけ地約50箇所を調査します。土地に立ち入ることがありますのでご協力をお願いします。

何を調査するのですか？

がけ地の高さや傾斜度（勾配）等を調査します。

誰が調査するのですか？

神奈川県横浜川崎治水事務所が委託した作業員が調査します。身分証明書を携帯し、腕章を付けています。



※調査中の立会はありません

※調査を行うがけ地の近くにお住まいの方には調査のお知らせをポスト投函等で配布します

神奈川県は、土砂災害防止法に基づき、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域等の指定に必要な調査を実施します。横浜市内では、令和3年度までに土砂災害警戒区域等を指定しましたが、地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、調査をして区域を見直します。なお、調査結果は、令和8年度中に公表する予定です。



問合せ先 神奈川県横浜川崎治水事務所急傾斜地第一課 ☎045-411-2520(直通)

表紙写真：広島県広島市安佐南区八木3丁目上山川



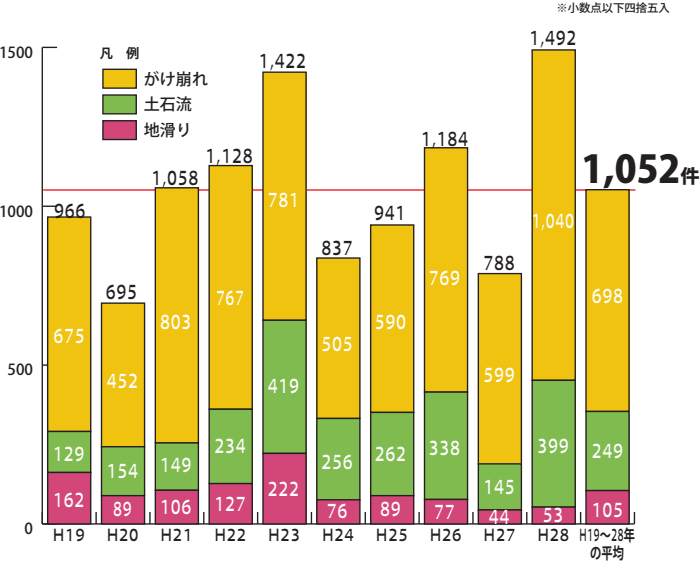
土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」について

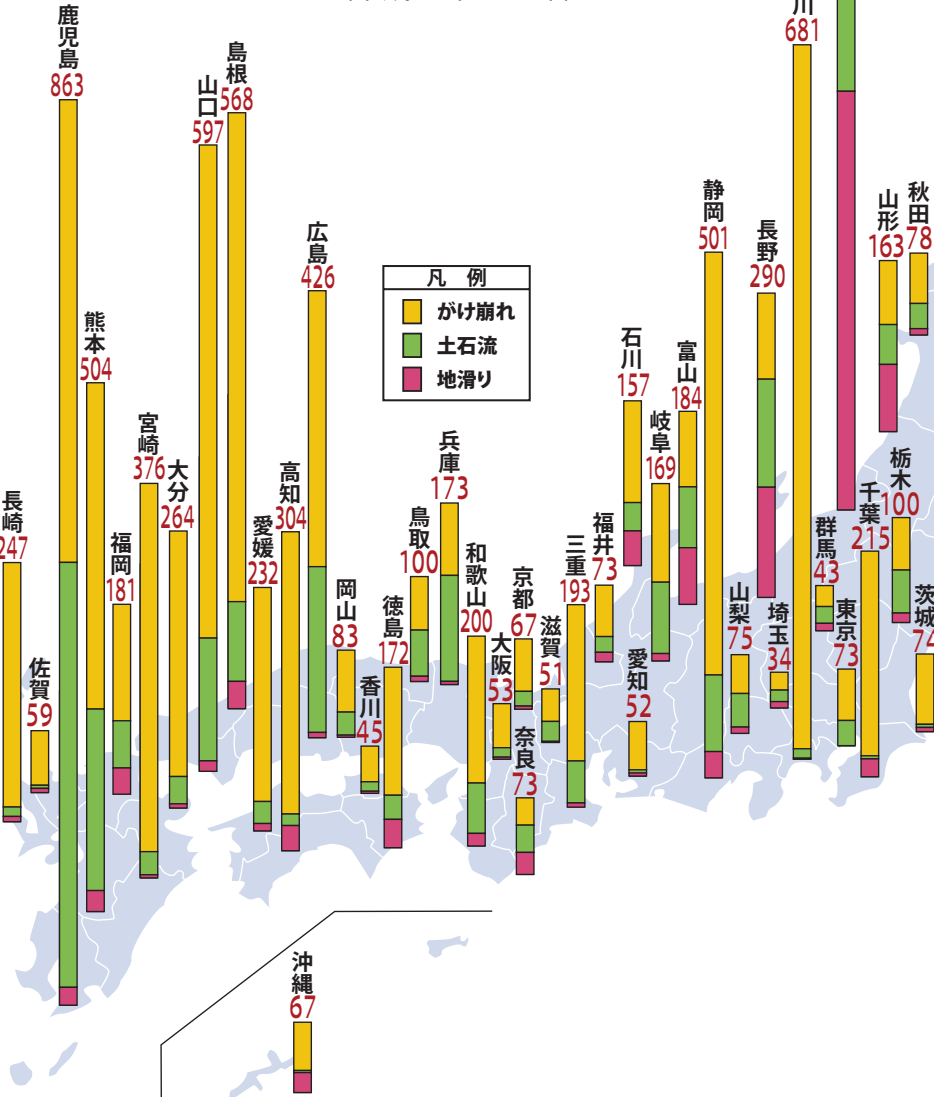
近年の土砂災害発生状況

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

■ 過去10年の土砂災害発生件数（平成19年～28年）

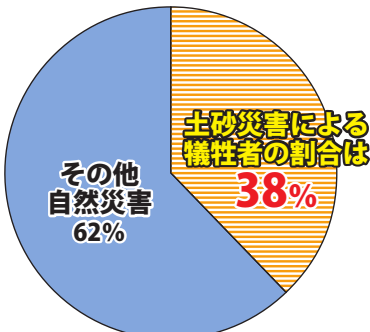


■ 過去10年の都道府県別土砂災害発生状況（平成19年～28年）



都道府県	がけ崩れ	土石流	地滑り	合計
北海道	129	53	10	192
青森県	51	5	3	59
岩手県	65	196	2	263
宮城県	62	31	10	103
秋田県	48	24	6	78
山形県	61	38	64	163
福島県	172	75	14	261
茨城県	67	3	4	74
栃木県	50	41	9	100
群馬県	20	16	7	43
埼玉県	17	11	6	34
千葉県	195	3	17	215
東京都	49	24	0	73
神奈川県	671	9	1	681
山梨県	37	32	6	75
長野県	82	103	105	290
新潟県	220	154	399	773
富山県	72	58	54	184
石川県	97	27	33	157
岐阜県	94	68	7	169
静岡県	403	73	25	501
愛知県	46	3	3	52
三重県	149	40	4	193
福井県	49	15	9	73
滋賀県	31	19	1	51
京都府	50	14	3	67
大阪府	42	9	2	53
兵庫県	69	101	3	173
奈良県	26	26	21	73
和歌山県	140	48	12	200
鳥取県	51	44	5	100
島根県	466	76	26	568
岡山県	59	22	2	83
広島県	263	158	5	426
山口県	470	117	10	597
徳島県	122	23	27	172
香川県	34	9	2	45
愛媛県	204	21	7	232
高知県	269	11	24	304
福岡県	111	45	25	181
佐賀県	52	3	4	59
長崎県	233	9	5	247
熊本県	311	173	20	504
大分県	234	26	4	264
宮崎県	351	22	3	376
鹿児島県	441	405	17	863
沖縄県	46	2	19	67
合計	6,981	2,485	1,045	10,511

昭和42年～平成28年までの自然災害による死者・行方不明者の内訳



※平成7年兵庫県南部地震および平成23年東北地方太平洋沖地震による死者・行方不明者数は除く
全自然災害については消防庁調べ、土砂災害については国土交通省砂防部調べによる

土砂災害防止法の概要

『土砂災害防止法』とは

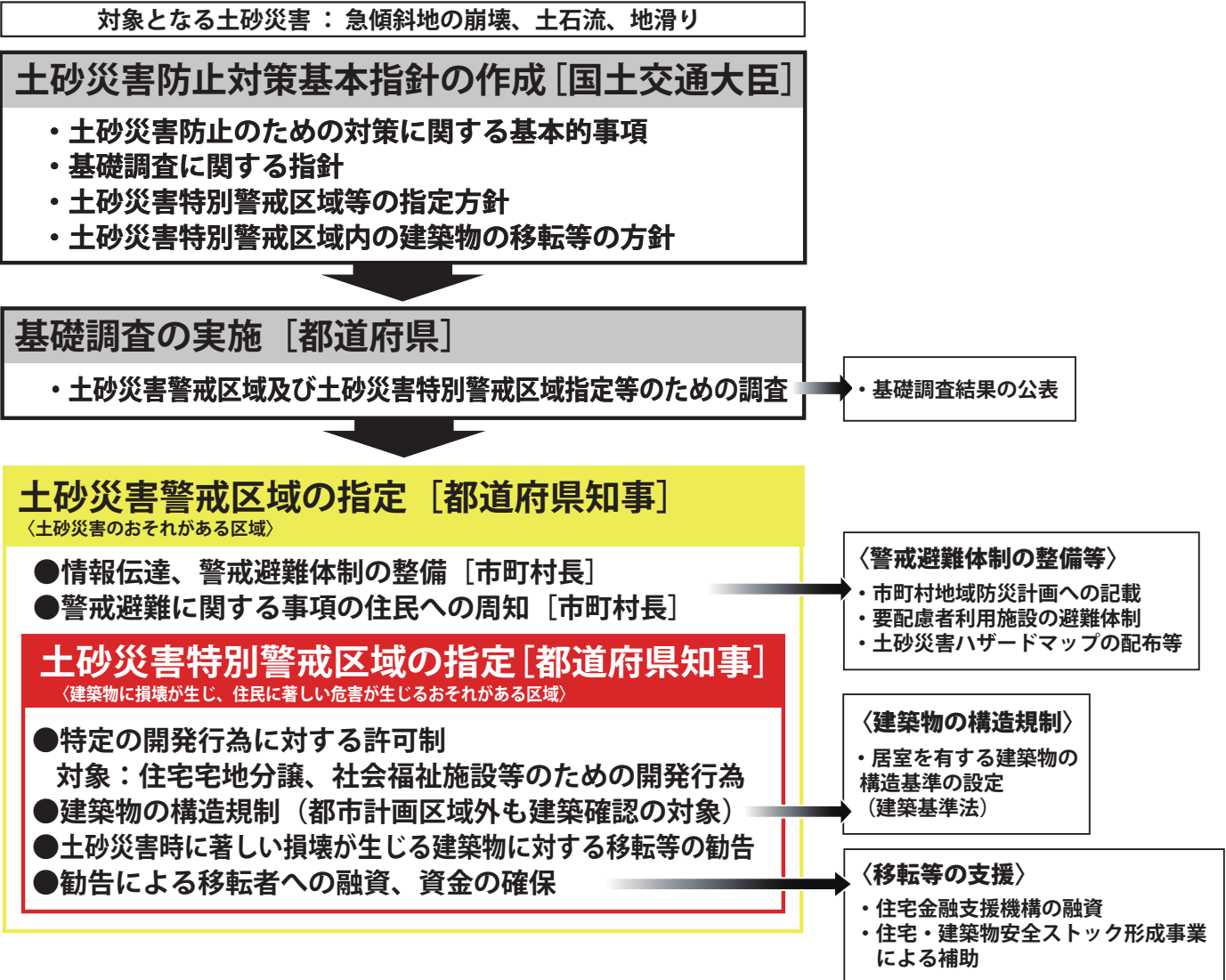
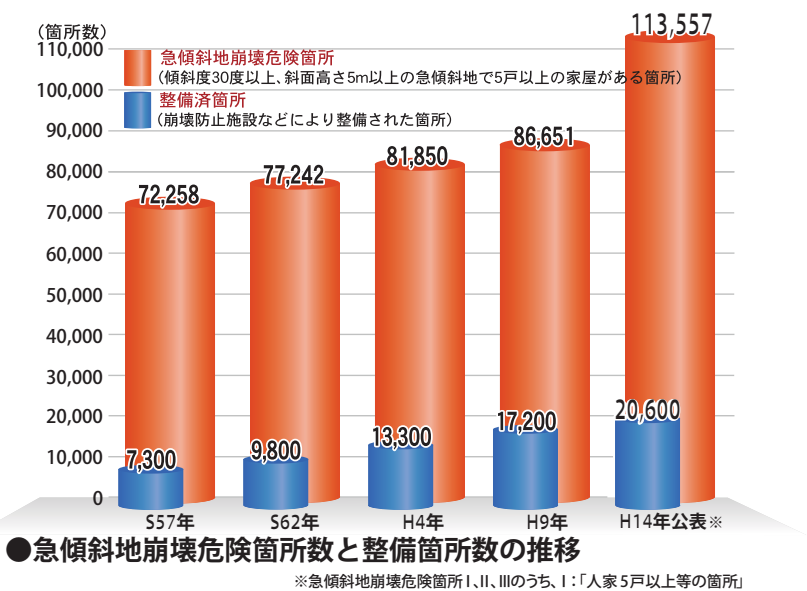
土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

「土砂災害防止法」制定の背景

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

また、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。そのようなすべての危険な箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となってしまいます。

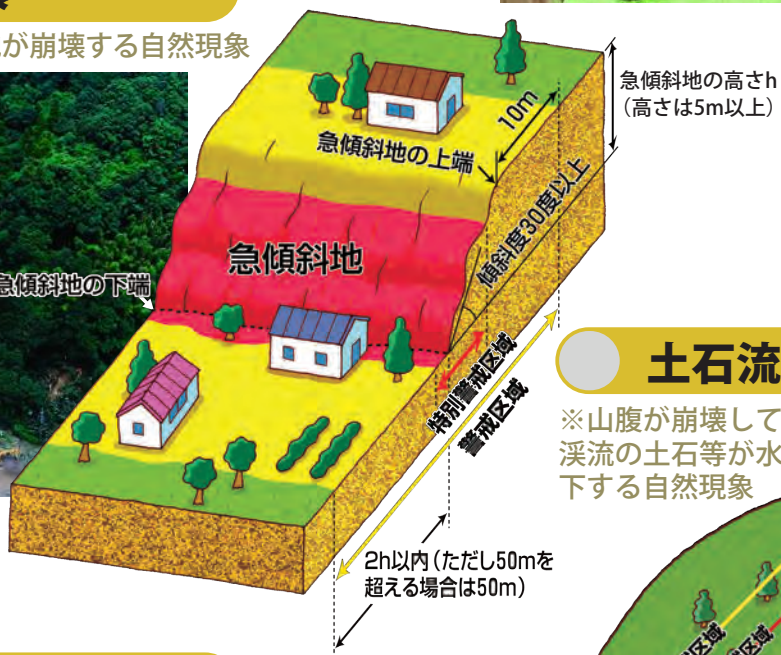
このような土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策を充実させていくことが大切なのです。



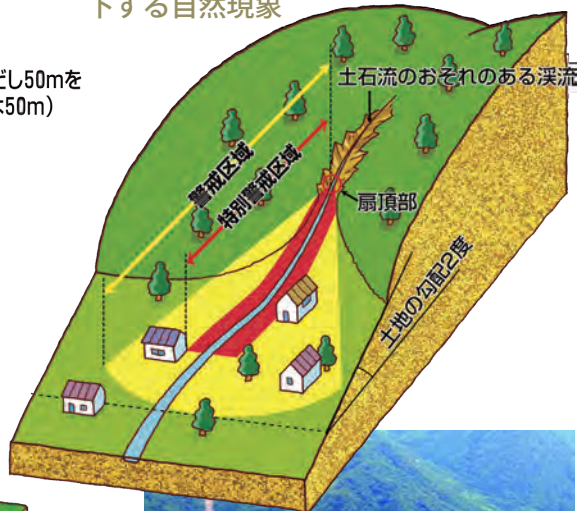
都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、結果を公表します。



※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



※山腹が崩壊して生じた土石等又は
渓流の土石等が水と一体となって流
下する自然現象



※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象
又はこれに伴って移動する自然現象



区域の指定

基礎調査結果の公表後、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

■ 急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

■ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■ 地滑り

- イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

※ただし、地滑りに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30分間が経過した時において作用するものとされている。また、地滑りに係る特別警戒区域は地滑り区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

警戒区域では

特別警戒区域ではさらに

土砂災害警戒区域

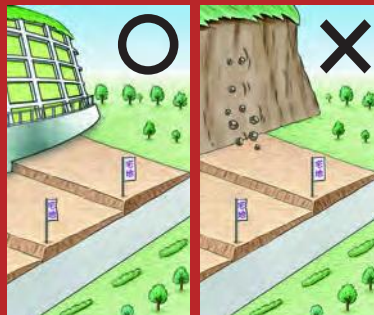
土砂災害のおそれがある区域



警戒避難体制の整備
土砂災害から生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村】

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



特定の開発行為に対する許可制
住宅用地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限り許可されます。
【都道府県】



建築物の構造規制
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であることについて建築確認がされます。
【建築主事を置く地方公共団体等】



建築物の移転勧告
土砂災害時に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

1. 市町村地域防災計画への記載

土砂災害を防止・軽減するためには、土砂災害が生ずるおそれのある区域において土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立しておくことが大切です。このため、土砂災害に関する警戒避難体制について、その中心的役割を担うことが期待される市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされています。

2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制

警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を記載するとともに、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めることとされています。

また、警戒区域内の市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられています。

3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

土砂災害による人的被害を防止するためには、住居や利用する施設の存する土地が土砂災害の危険性がある地域かどうか、緊急時にはどのような避難を行うべきか、といった情報が住民等に正しく伝達されていることが大切です。このため、市町村長は市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じることが義務づけられています。



4. 宅地建物取引における措置

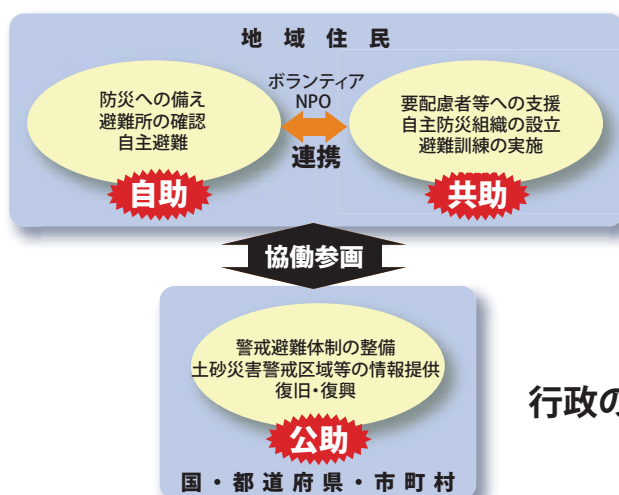
警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

土砂災害に備えるために

土砂災害の危険から身を守るのはあなた自身です。家や職場の周囲は安全ですか？危険な場所を点検し、防災情報を収集するなど「日頃の備え」を万全にし、いざとなったら「早めの避難」を心がけましょう。

住民の一人ひとりが、土砂災害に対する確かな判断をし、行動をとるために、行政は、専門的かつ技術的な事項について、的確な情報提供をはじめとする手助けを行います。

行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」で
土砂災害による人的被害をゼロに。



土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

1. 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅・宅地分譲等や特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと都道府県知事が判断した場合に限って許可されることになります。

2. 建築物の構造の規制

特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるように、居室を有する建築物については建築確認の制度及び構造規制が適用される場合があります。すなわち区域内の建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事又は指定検査確認機関の確認を受けることが必要になります。

3. 建築物の移転等の勧告及び支援措置

急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について都道府県知事が勧告することができることになっています。

特別警戒区域内の施設整備にかかる防災工事や区域外への移転等に対しては、以下のような支援措置があります。

①住宅金融支援機構の融資

地すべり等関連住宅融資は、特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられます。（融資金利の優遇措置有）

②住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

特別警戒区域にある構造基準に適合していない住宅（既存不適合住宅）を特別警戒区域から移転し、代替家屋の建設を行う者に対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用の一部が補助されます。

また、特別警戒区域内の既存建築物の土砂災害に対する建築物の安全性の向上を目的とした改修への補助制度を実施している自治体もあります。

4. 宅地建物取引における措置

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地又は建物の売買等にあたり、特定の開発行為の制限に関する事項の概要について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

土砂災害防止法のあゆみ



◆平成11年

- 6月29日 「広島災害」（土砂災害発生件数325件、死者24名）
- 7月 8日 建設省防災国土管理推進本部を開催。
「総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチーム」の設置を決定

◆平成12年

- 2月 4日 河川審議会答申「総合的な土砂災害対策のための法制度のあり方について」
- 3月14日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」閣議決定
- 4月26日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」に対する
附帯決議可決
- 5月 8日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」公布（平成12年 法律第57号）

◆平成13年

- 3月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令」公布（平成13年 政令第84号）
「建築基準法施行令の一部を改正する政令」公布（平成13年 政令第85号）
- 3月30日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則」公布（平成13年 国土交通省令第71号）
- 4月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」施行
- 7月 9日 「土砂災害防止対策基本指針」制定（平成13年 国土交通省告示第1119号）

◆平成15年

- 3月31日 広島県において、全国初の土砂災害警戒区域等の指定を実施（13箇所）

◆平成17年

- 5月 2日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成17年 法律第37号）
- 6月 1日 「水防法施行規則及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布
（平成17年 国土交通省令第62号）
- 7月 1日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行

◆平成18年

- 9月25日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成18年 国土交通省告示第1131号）

◆平成22年

- 11月25日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成22年 法律第52号）

◆平成23年

- 1月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
（平成23年 政令第10号）
- 4月28日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成23年 国土交通省告示第439号）
- 5月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
大規模土砂災害に対する危機管理体制の強化
「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」について

◆平成26年

- 8月20日 「広島災害」（土砂災害発生件数166件、死者77名（災害関連死含む））
- 11月19日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成26年法律第109号）

◆平成27年

- 1月15日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」公布（平成27年政令第 6 号）
- 1月16日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成27年国土交通省令第 2 号）
「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成27年国土交通省告示第35号）
- 1月18日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
基礎調査の結果の公表義務付け、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実・強化等

◆平成28年

- 8月 「台風10号による社会福祉施設の浸水被害（岩手県）」（死者9名）

◆平成29年

- 3月31日 土砂災害警戒区域等指定箇所数（全都道府県487,899箇所）
- 5月19日 「水防法等*の一部を改正する法律」公布（平成29年 法律第31号）
- 6月14日 「水防法等*の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成29年 国土交通省令第36号）
- 6月19日 「水防法等*の一部を改正する法律」施行
警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施の義務付け
※土砂災害防止法を含む
- 8月10日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成29年国土交通省告示第752号）



区連会 5 月定例会資料
令和 7 年 5 月 19 日
青少年交流・活動支援スペース

自治会町内会長各位

公益財団法人よこはまユース
青少年交流・活動支援スペース

青少年交流・活動支援スペース
中高生夏期ボランティアの受け入れについて（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

青少年交流・活動支援スペース（さくらリビング）は、青少年の文化・交流活動を支援し、青少年の自立促進や育成を図る拠点施設です。当施設では青少年が多様な体験を通して地域社会への関心を高め、社会参加への意欲を育むことを目的として、毎年夏休み期間に中高生世代を対象としたボランティア事業を実施しております。この度、夏祭りなどの地域活動で中高生ボランティアを受け入れていただける自治会や町内会を新たに募集させていただくことになりました。

ぜひ青少年に地域社会とつながる体験機会をご提供いただければ幸いです。募集の詳細については別紙募集要項をご参照ください。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・2025 年度さくらリビング中高生夏期ボランティア受け入れ団体募集要項

【問合せ先】公益財団法人よこはまユース 施設課
青少年交流・活動支援スペース（さくらリビング）

担当：山崎・西川

TEL 045-263-8020 FAX 045-263-8252

MAIL kkospace@yokohama-youth.jp

2025年度さくらリビング 中高生夏期ボランティア 受け入れ団体募集要項



青少年交流・活動支援スペース（愛称：さくらリビング）は、青少年の文化・交流活動を支援し、青少年の自立促進や育成を図る拠点施設です。さくらリビングでは青少年が多様な体験を通して地域社会への関心を高め、社会参加への意欲を育むことを目的として、毎年夏休み期間に中高生世代を対象としたボランティア事業を実施しています。事業にご協力いただき、青少年に体験機会を提供していただける施設・団体を新たに募集いたします。

団体要件

横浜市内の施設または市内で活動する団体

※ただし政治や宗教、営利を目的とした活動でないこと。

公序良俗に反する活動や個人的なご依頼もお受けできません。

新規募集団体数

10団体

募集締め切り

6月10日（火）（上限に達し次第受付を終了します）

申込方法

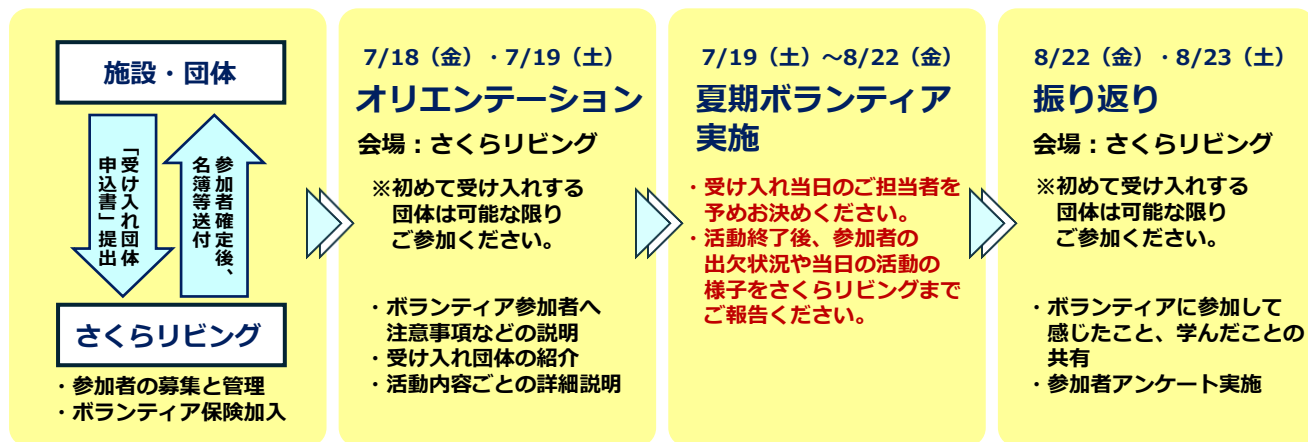
裏面の「受け入れ団体申込書」またはGoogleフォームを送信

受け入れ団体や活動の例

- ・放課後キッズクラブなどでの子どもの見守り、遊び相手
- ・子ども食堂のお手伝い
- ・地域の夏祭りのお手伝い
- ・障がい者施設のサポート
- ・小中学生の学習支援
- ・宿泊体験施設の清掃
- ・駅前での街案内 など



ボランティア受け入れの流れ



《問い合わせ先》

青少年交流・活動支援スペース（さくらリビング）

（運営団体：公益財団法人よこはまユース）

【住所】 中区桜木町1-1ぴおシティ6階

【電話】 045-263-8020

【メール】 kkspace@yokohama-youth.jp

【担当】 山崎・西川



中高生夏期ボランティア 受け入れ団体申込書

締め切り6月10日（火）（上限に達し次第受付を終了します）

団体名または施設名	
ご担当者	
連絡先(電話)	
連絡先(メール)	

* ボランティア募集チラシに掲載する内容
(紙面に限りがあるため内容を編集させていただくことがあります。)

団体・施設の紹介	
ボランティアに依頼したいこと	
受け入れ日程 ※7/19(土)～8/22(金)の間で 受け入れ可能な日、時間帯	
活動場所	住所 施設名
受け入れ可能人数 ※複数日程の場合は1日あたりの人数	
持ち物、服装など	
その他条件、連絡事項など (例)雨天中止 高校生のみ受け入れ など	
活動当日の緊急連絡先、担当者 ※欠席連絡等に使用します。参加者にお伝え してもよい連絡先(電話、メールアドレス)を ご記入ください。	

送付先

青少年交流・活動支援スペース(さくらリビング)
【メール】 kkspace@yokohama-youth.jp
【FAX】 045-263-8252
【担当】 山崎・西川



Google フォームでも
送信できます

区連会 5 月 定例会 説明資料
令和 7 年 5 月 19 日
総務局 地域防災課

家具転倒防止対策助成事業のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

自力で家具転倒防止器具を取り付けることが困難な高齢者や障害者等のみで構成される世帯に対し、家具転倒防止器具の取付代行を令和 7 年 6 月 1 日より受付を開始します。

例年の取付代行に加え、令和 7 年度から、家具転倒防止器具購入費の補助を導入します。地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代も全額補助、それ以外の地域に対しては 1/2、上限 2,000 円補助します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和 7 年 6 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日

【申請対象】各世帯ごと

【申請要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【申込方法】郵送、FAX、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

4 お問い合わせ先・申込先

株式会社アイリスプラザユニディ狛江店（横浜市家具転倒防止対策助成事業委託事業者）

TEL：03-5438-5511

FAX：03-5438-5515

総務局地域防災課
担当 海野、寒河江
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp

家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

1 取付けを
支援します!



2 さらに! 今年度からは
器具代を補助します!



横浜市 取付けサポート

横浜市にお住まいの**高齢者・障害者等のみで構成される世帯**のみなさんは**補助**があります!
器具代を**重点対策地域**は**全額補助**! それ以外の地域は**一部補助**します!

神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1

申請の要件を
満たしているか確認
※詳細は3ページ参照

Step 2

器具を取り付けたい
家具を検討しよう

Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日(必着)

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓ 折り線 ①

2018790



東京都狛江市和泉本町4-6-3
横浜市家具転倒防止対策助成事業
横浜事業者
受託事業者
株式会社アイリスプラザ
ユニティ狛江店 行

↑ 折り線 ③

↓ 折り線 ④

↑ 折り線 ②

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

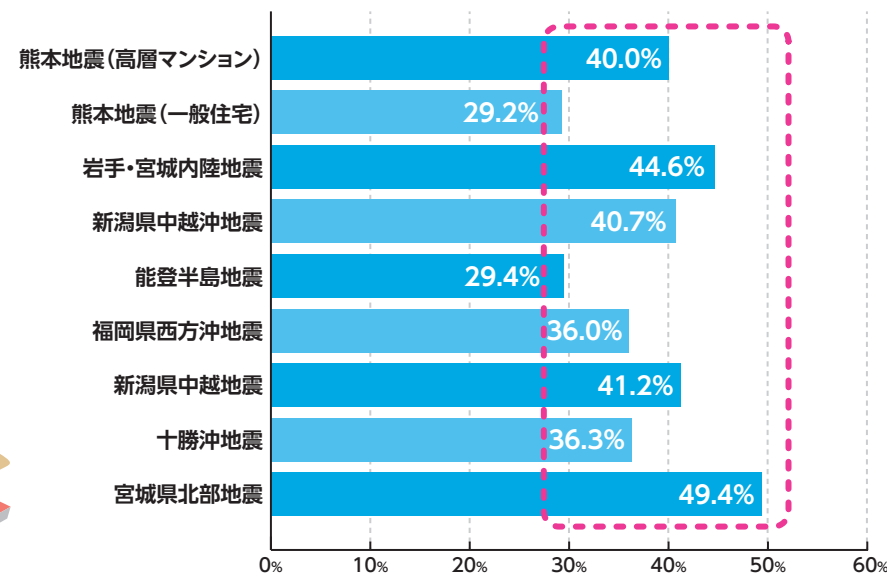
なぜ家具転倒防止器具が必要？

Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



家具類の転倒・落下・移動による被害

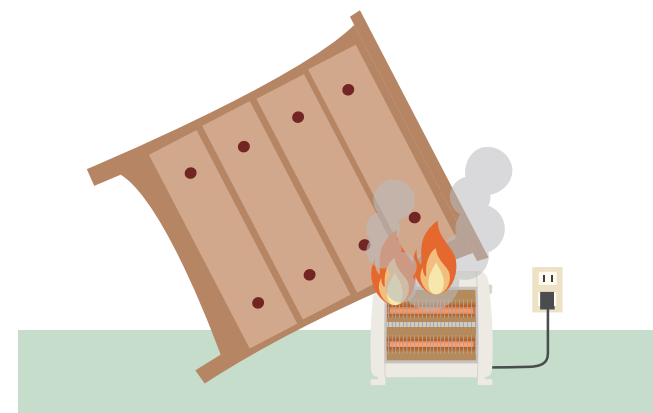


近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典：東京消防庁『家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック』より

Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



Check! 家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！

(出典：国立研究開発法人 防災科学技術研究所)



横浜市
の制度

家具転倒防止器具設置

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

家具転倒防止器具の取付代行

高齢者・障害者等のみで構成される世帯の方へ、家具転倒防止器具の取付を無償で代行します！

申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域** の世帯の方は家具転倒防止の器具代金を **全額補助** します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を全額補助します
※予算に達し次第終了

1世帯
家具
2つまで

申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域以外** の世帯の方は器具代金を **一部補助** します

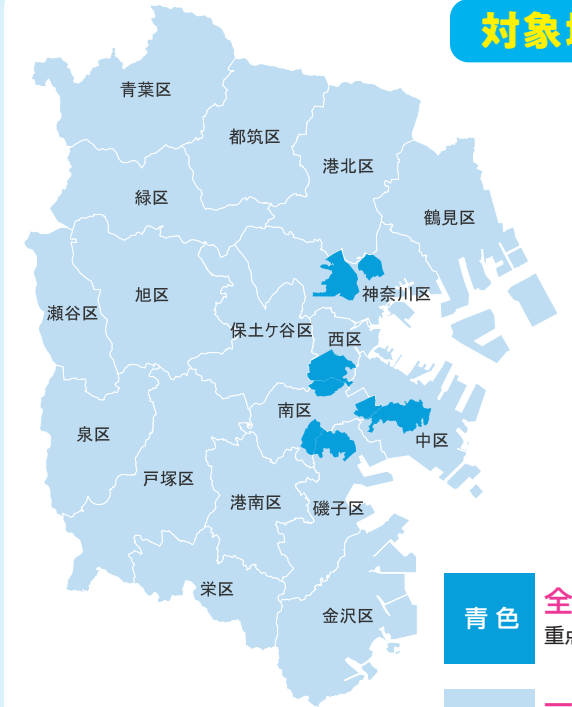
対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 横浜市内にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を一部補助します
※予算に達し次第終了
4ページにてご確認ください

1世帯
家具
2つまで

対象地域



青色 **全額補助**
重点対策地域

水色 **一部補助**
横浜市全域が
対象地域

重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

●神奈川区

旭ヶ丘
浦島丘
神大寺1丁目
神大寺4丁目
栗田谷
斎藤分町
白幡上町
白幡仲町
白幡西町
白幡東町
白幡南町
白幡向町
中丸
西大口
西神奈川3丁目
二本榎
白楽
平川町
広台太田町
松本町1丁目
松本町2丁目
松本町3丁目

松本町4丁目
三ツ沢上町
三ツ沢下町
三ツ沢中町
六角橋2丁目
六角橋3丁目
六角橋4丁目
六角橋5丁目
六角橋6丁目

●西区

赤門町2丁目
伊勢町1丁目
伊勢町2丁目
伊勢町3丁目
老松町
霞ヶ丘
久保町
境之谷
中央1丁目
中央2丁目
西戸部町1丁目
西戸部町2丁目
西戸部町3丁目

西前町2丁目
西前町3丁目
浜松町
東久保町
藤棚町1丁目
藤棚町2丁目
元久保町

●中区

赤門町1丁目
上野町1丁目
上野町2丁目
上野町3丁目
大芝台
柏葉
北方町1丁目
北方町2丁目
鷺山
竹之丸
立野
千代崎町1丁目
千代崎町2丁目
千代崎町3丁目

千代崎町4丁目
寺久保
西竹之丸
西之谷町
初音町1丁目
初音町2丁目
初音町3丁目
英町
本郷町1丁目
本郷町2丁目
本郷町3丁目
本牧荒井
本牧町1丁目
本牧町2丁目
本牧満坂
本牧緑ヶ丘
簗沢
麦田町2丁目
麦田町3丁目
麦田町4丁目
矢口台
山手町
大和町1丁目

大和町2丁目
山元町1丁目
山元町2丁目
山元町3丁目
山元町4丁目

●南区

大岡1丁目
大岡2丁目
大岡3丁目
庚台
唐沢
山谷
清水ヶ丘
中村町1丁目
中村町2丁目
中村町3丁目
西中町4丁目
八幡町
伏見町
平楽
南太田1丁目
三春台
若宮町1丁目

若宮町2丁目
若宮町3丁目
若宮町4丁目

●磯子区

磯子8丁目
岡村1丁目
岡村2丁目
岡村3丁目
岡村4丁目
岡村5丁目
岡村6丁目
滝頭1丁目
滝頭2丁目
滝頭3丁目
中浜町
久木町
広地町
丸山2丁目

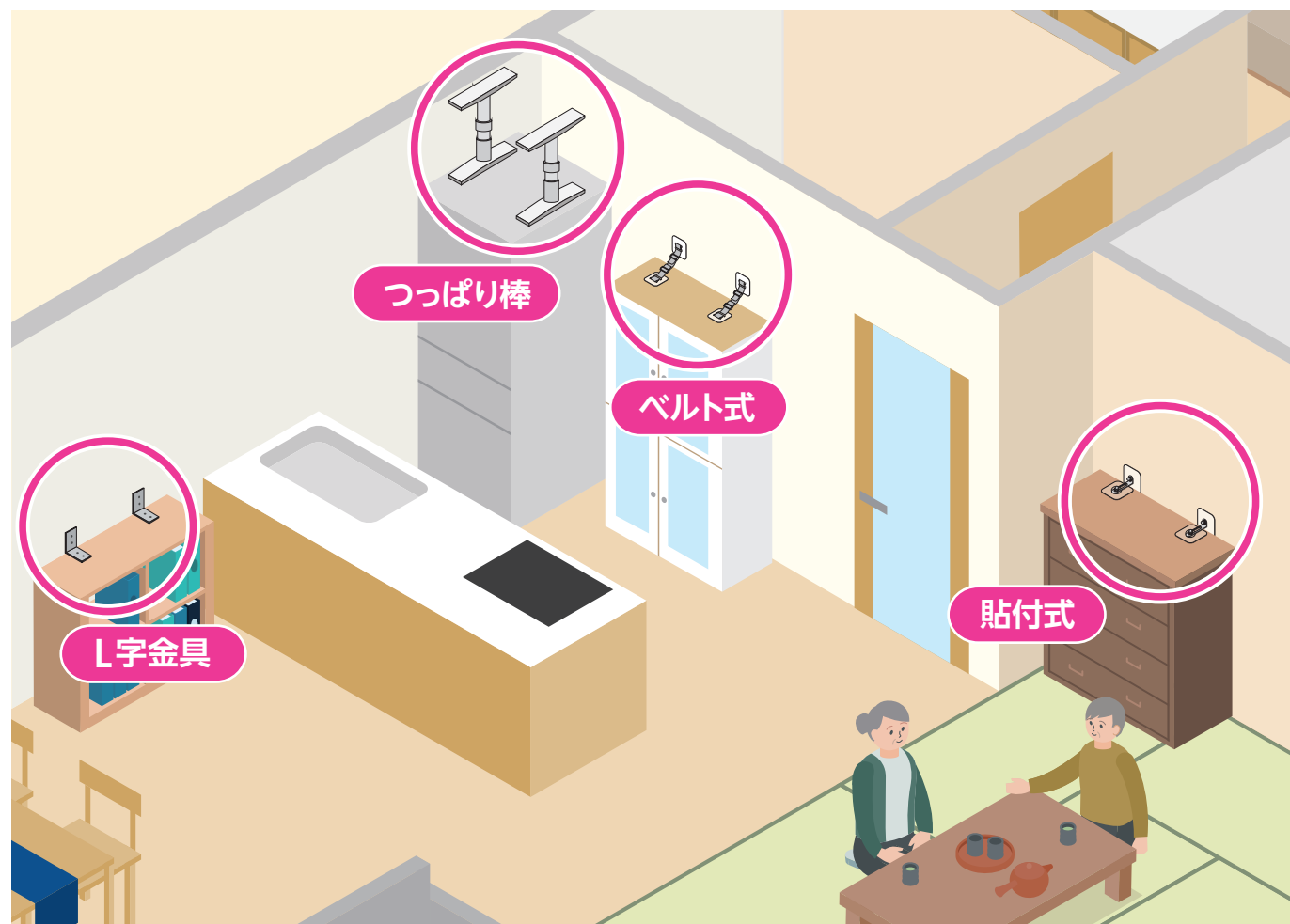
Step1 申請の要件を満たしているか確認しよう

同居者全員が、
右記のア～カの
いずれかであること

- ア 65歳以上
- イ 身体障害者
手帳の交付を
受けている
- ウ 愛の手帳
(療育手帳)の交付
を受けている
- エ 精神障害者
保健福祉手帳の
交付を受けている
- オ 介護保険法による
要介護、又は要支援
の認定を受けている
- カ 中学生以下
「中学を卒業した方」から「64歳
以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限り、制度
対象となりません。

Step2 器具を取り付けたい家具を検討しよう

事前に器具と取り付けたい家具を想定ください。取付け代行できる家具は2つまでとなります。



「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>



注意

取り付ける器具は取付員が当日みなさまの自宅の状況及び意向を確認してその場で決定します。※器具の色などの指定はできません。

製品名	写真	申請者負担額 ※横浜市が器具代金の一部を補助した後の金額となります。	取付けの留意事項
つっぱり棒		重点対策地域の方 無償 重点対策地域以外の方 小: 850円(税込)／個(セット) 中: 935円(税込)／個(セット) 大: 1,045円(税込)／個(セット)	家具と天井の隙間に取り付けするタイプです。ネジや釘が不要に付き、賃貸住宅でも取付可能です。
L型金具		重点対策地域の方 無償 重点対策地域以外の方 770円(税込)／個(セット)	壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。軽めの「書棚」や「食器棚」にお勧めです。
ベルト式		重点対策地域の方 無償 重点対策地域以外の方 880円(税込)／個(セット)	壁側にネジで固定します。壁と本体をベルトで支えるタイプで、「タンス」や「冷蔵庫」にお勧めです。
貼付式		重点対策地域の方 無償 重点対策地域以外の方 1,320円(税込)／個(セット)	耐震ゲルマットを使用します。免震効果が得られ、壁に穴をあける必要がありません。

Step 3 申し込み

申込方法



郵送・FAX 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：03-5438-5515 へ送信



電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

取付けまでの流れ ● 混雑状況により申込から取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申 込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



- 利用決定後、取付訪問日を調整します。
- 申請書に記載された連絡先に、株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店の担当者が連絡いたします。



取付訪問

- 調整した日時に取付員が訪問します。
- 器具は訪問日に取付員が持参し、相談のうえ決定します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。(重点対策地域の方は無償です。)
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。



注意事項

- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
- ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

相談・申込先 ● 横浜市より下記の事業者運営を委託しています。

株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店 〒201-0003 東京都狛江市和泉本町4-6-3
TEL：03-5438-5511 FAX：03-5438-5515 受付時間：平日 10時～17時

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人（下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください） <u>同居者全員</u> がいずれかに該当しています。 ☐ 65 歳以上 ☐ 身体障害者手帳等の交付を受けている ☐ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている ☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ☐ 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている ☐ 中学生以下
住所	重点対策地域にお住まいの方は☑ ⇒ ☐ 〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

【注意事項等】

- 取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切
り
取
り
線

よこはまテレビ・プッシュについて【揭示依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では昨年度からテレビを使った情報伝達サービスに対して補助金を交付する事業を開始し、今年度も継続して補助を実施します。

つきましては、町内会掲示板にチラシをご掲出いただき、災害時の情報取得に不安を感じていらっしゃる方へ、補助制度が周知されるよう情報提供をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位自治会町内会あて揭示物を送付します。

揭示についてご協力をお願いします。

3 補助制度の概要

(1) 事業目的

テレビを使った情報伝達サービスに対して、市が補助を行うことで、スマートフォンをお持ちでない方など災害情報の取得に不安を感じている方も確実に災害情報が入手できるように支援を行います。

(2) 対象者

「横浜市民」 かつ 「災害情報の取得に不安を感じている方」

(3) 補助額

初期費用 28,600 円（税込）

（内訳）専用機器代金 16,500 円（税込）

設置設定費用 12,100 円（税込）

(4) その他費用

サービス利用料として、月額 550 円（税込）がかかります。（※）

（※）ご利用には、インターネット環境が必要になります。

4 お申込み・資料請求・お問い合わせについて

イツ・コミュニケーションズ株式会社が申込等を受け付けています。

（電話） 03-6670-2114（受付時間 9:30～18:00 土日祝 除く）

（メール） info@itscom.jp



総務局緊急対策課
担当 中尾、山口
電話 045-671-2143 /FAX 045-641-1677
メール so-kinkyu-musen@city.yokohama.jp

災害情報を テレビに お知らせ



横浜市

横浜市からお知らせ

災害情報の取得に
不安を感じている方のために
よこはまテレビ・プッシュ

テレビが自動でオン！



電源オフ

zzz

緊急



よこはまテレビ・プッシュを設置すると...

- ・ ご自宅のテレビで災害時の緊急情報を受け取れます。
- ・ 緊急情報(緊急地震速報など)が発表されると、テレビの電源を自動で起動してお知らせします。
- ・ その他、降雨アラームや電車運行情報などの日頃の生活に役立つ情報も配信します。

横浜市が**初期費用28,600円(税込)**を**全額補助**！
月額550円(税込)で利用できます！

よこはまテレビ・プッシュの補助金について

事業目的 緊急地震速報などの情報が即時かつ的確に届き、迅速な避難行動がとれるようにスマートフォンをお持ちでない方や災害情報の取得に不安を感じている方に支援を行います。

対象者 横浜市民、かつ災害情報の取得に不安を感じている方

補助内容 初期費用28,600円(税込)(専用端末代、設置設定費)を横浜市が全額補助
※補助上限に達し次第終了

※ よこはまテレビ・プッシュはイツツ・コミュニケーションズ株式会社のサービスです。

※ 初期費用とは別に、**毎月550円(税込)**の利用料がかかります。

※ よこはまテレビ・プッシュのご利用には、インターネット環境が必要です。

お申込み・お問い合わせ：
イツツ・コミュニケーションズ株式会社

事業に対するお問い合わせ：
横浜市総務局緊急対策課



☎ 03-6670-2114 (9:30-18:00 土日祝 除く)

☎ 045-671-2143 (9:00-17:00 土日祝 除く)

区連会 5 月定例会説明資料
令和 7 年 5 月 19 日
都市整備局防災まちづくり推進課

**地震火災対策に係る新規・拡充した支援メニューのお知らせ及び
重点対策地域の自治会・町内会やお住まいの皆様への周知・啓発の取組について【情報提供】**

趣旨

本市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、令和 7 年 3 月に「横浜市地震防災戦略」を刷新し、併せて、大地震時の延焼火災の被害を低減する地震火災対策に関する支援メニューについても、新規・拡充を行いましたのでお知らせします。

また、地震火災の危険性の特に高い重点対策地域（【参考】参照）においては、自治会・町内会やお住まいの皆様へ、地震火災リスクや今回拡充した支援メニューを知っていただくため、周知・啓発の取組を実施します。

1 新規・拡充した地震火災対策の支援メニューについて

- ・別紙 1 「地震火災対策の支援メニュー一覧」（赤字部分が令和 7 年度新規・拡充）

2 重点対策地域内にお住まいの皆様へ「個人・家庭向け」支援メニュー一覧の配布

重点対策地域にお住まいの各世帯（市内約 11 万世帯）の皆様に対して、「個人・家庭向け」の地震火災対策支援メニュー一覧リーフレットを配布し、制度の周知を行います。

- ・別紙 2 「個人・家庭向け」の地震火災対策支援メニュー一覧リーフレット

3 自治会・町内会向け「身近なまちの防災施設整備事業補助」の拡充のお知らせ

自治会・町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備費に対する補助について、重点対策地域・対策地域のみであった補助対象地域を全市に拡大しましたのでお知らせいたします。

- ・別紙 3 「身近なまちの防災施設整備事業補助」（自治会・町内会向け）

4 重点対策地域を含む各単位会への本市職員の訪問について

今年 6 月から 11 月末にかけて、事前に訪問の可否を確認の上、本市職員（都市整備局防災まちづくり推進課）が各単位会の会長や定例会に訪問等をさせていただき、地震火災対策の支援メニューや地震火災リスク等についてご説明します。

また、地震火災対策に関心があり、対策を行いたい自治会・町内会については、ご意向や状況に応じて、防災まちづくりの専門家の派遣や防災マップの作成支援、地域の防災設備の整備など、様々なメニューにより支援を行っていきます。

5. お願いしたいこと

【地区連長】本市職員が周知・啓発のため、重点対策地域を含む各単位会へ個別に訪問を行います。所属する各単位会に本市から訪問する前に、事前にご連絡いたします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。

重点対策地域内においては、6 月から 11 月末にかけて、本市職員から訪問の可否についてご連絡をさせていただきますので、ご対応をお願いいたします。

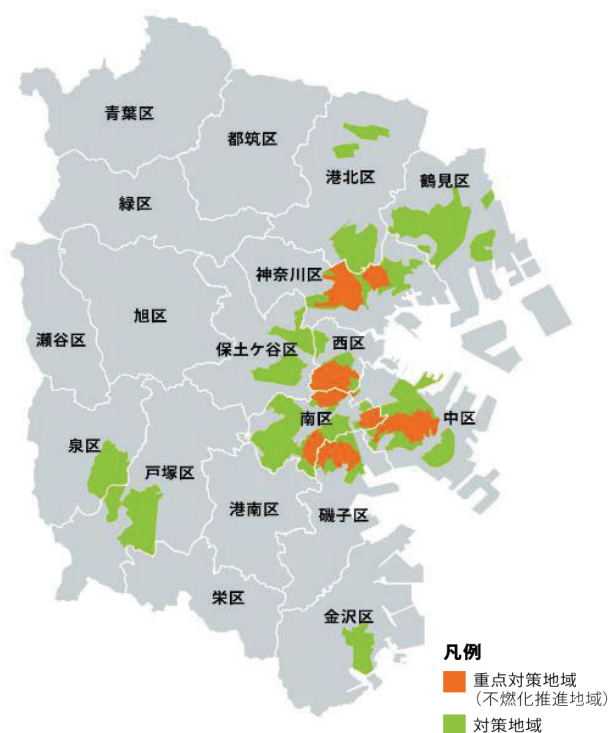
裏面あり

【参考】重点対策地域・対策地域について

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域として、対策を進めています。

その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として、延焼危険性が高い地域を対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

重点対策地域、対策地域の区域図



(西区) 重点対策地域・対策地域を含む町丁目

町丁目	重点対策地域：● 対策地域：■ を含むもの
赤門町 2 丁目	●
東ヶ丘	■
伊勢町 1 丁目 ～ 3 丁目	●
老松町	●
霞ヶ丘	●
久保町	●
御所山町	■
境之谷	●
浅間台	■
浅間町 2 丁目～5 丁目	■
中央一丁目 ～二丁目	●
戸部本町	■
西戸部町 1 丁目 ～ 3 丁目	●
西前町 2 丁目 ～ 3 丁目	●
浜松町	●
東久保町	●
藤棚町 1 丁目 ～ 2 丁目	●
元久保町	●

「地震火災対策」の市ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/jishinkasai/>



都市整備局防災まちづくり推進課

担 当 大野、瓦谷

電 話 671-3595

F A X 663-5225

電子メール tb-bousai@city.yokohama.lg.jp

地震火災対策の 支援メニュー一覧

いざという時に備えて、地震火災の対策しませんか？

自治会・町内会など地域団体向け

赤字下線部は令和7
年度から新規・拡充
した支援メニュー

各支援メニューの詳細
はこちら(リンク集)



重点対策地域・対策地域とは？

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域として、対策を進めています。

その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

【重点対策地域】
神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の各一部

【対策地域】
鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区の各一部



詳細はこちらをご覧ください

別紙1



お悩み事

支援メニュー概要 ※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。

重点対策地域

対策地域

その他の地域

お問合せ先
市外局番は「045」です。

防災まちづくり
の活動を行いたい

- ▶ 地震火災リスクや避難ルートを知りたい
- ▶ 地域の防災施設や整備計画を検討したい
- ▶ 地域の防災活動の費用を支援してほしい

検討に必要なまちづくりの専門家の派遣、活動費用の一部を補助

都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595

各区役所総務課(防災担当)

防災設備を
整えたい

▶ 初期消火器具
(スタンドパイプ
等)を設置したい



【初期消火器具整備費補助金】
初期消火器具設置費用の一部を補助します。

＜新規設置＞
上限額 27万円
補助率 9/10

＜新規設置又は更新設置＞
上限額 20万円
補助率 2/3

＜一部更新設置＞ 上限額 7万円 補助率 2/3

お住いの区の消防署
＜重点対策地域のある5区は、
以下のお問合せ先へ＞
神奈川消防署 ☎316-0119
西消防署 ☎313-0119
中消防署 ☎251-0119
南消防署 ☎253-0119
磯子消防署 ☎753-0119

地震火災の
燃え広がりを
防ぎたい

▶ 私有地を
まちの防災広場
として整備したい



【身近なまちの防災施設整備事業補助】
自治会・町内会等が整備する防災広場、避難経路、防災施設の整備費用を補助

上限額 50万円
補助率 9/10

上限額 25万円
補助率 1/2

上限額 150万円
補助率 10/10

上限額 150万円
補助率 9/10

上限額 75万円
補助率 1/2

都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595

発災時
スムーズに
避難できるように
したい

▶ 避難用の
扉や手すり等を
整備したい



上限額
1. 行き止まり改善 30万円
2. 中心杭等の設置 50万円
3. 手すり等の安全対策 50万円
補助率 9/10

上限額
1. 15万円
2. 25万円
3. 25万円
補助率 1/2

▶ 地域でまとも
って狭い道路を
拡幅したい



【狭あい道路拡幅整備事業(路線型)】
「まちづくりコーディネータ」を派遣し、「整備促進路線」に指定された道路の拡幅に向けた話し合いや、地権者の合意形成をサポートします。

話し合いの内容に沿って、市が後退用地の測量・整備(主な整備内容: 塀等の除去、移設、道路の舗装等)

建築局建築防災課
(狭あい道路担当)
☎ 671-4544

個人・家庭向け

赤字下線部は令和7年度から新規・拡充した支援メニュー

※1 対策地域のうち、防災まちづくり計画策定地区に限る
※2 昭和56年5月以前に建築されたもの

※3 昭和56年6月～平成12年5月末に建築されたもの
※4 過去2年間、世帯員全員の住民税が非課税である世帯

お悩み事

支援メニュー概要

※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。

重点対策地域

対策地域

その他の地域

お問合せ先
市外局番 045です。

部分的に改修し
延焼火災から
命を守りたい



【建築物開口部不燃化等改修事業補助】⇒「お問合せ先」①
防火性能・断熱性能の高い窓等への改修費用を補助します。(上限100万円/棟、複数回に分けて申請可)

上限額100万円
補助率3/4

※1の地域
上限額100万円
補助率2/3

燃えにくい
建築物を
建築したい



【建築物不燃化推進事業補助】⇒「お問合せ先」①
解体や耐火性の高い建物への新築工事費用をそれぞれ
上限150万円(最大300万円)まで補助します。

上限額150万円
補助率 3/4

※1の地域
上限額150万円
補助率 2/3

老朽建築物
の解体したい



上限額150万円
補助率 3/4

※1の地域
上限額150万円
補助率 2/3

【住宅除却補助】⇒「お問合せ先」②
左記以外の地域で木造住宅の解体費用を補助します。

旧耐震基準(※2): 上限50万円
新耐震基準(※3): 一般世帯 上限20万円
非課税世帯(※4): 上限40万円

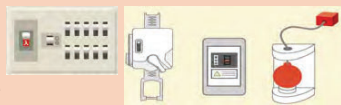
木造住宅
(平成12年5月末
以前に建築)
を耐震改修したい



【木造住宅耐震改修促進事業】⇒「お問合せ先」②
平成12年5月以前に建築され、耐震性の無い木造住宅の改修工事費用の一部を補助します。

一般世帯 : 上限115万円
非課税世帯(※4): 上限155万円

感震ブレー
カーを
取り付けたい

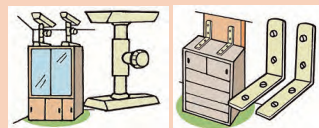


【感震ブレーカーの設置・取付支援】
「簡易タイプ」の購入費を全額又は一部補助し、自宅へ送付。高齢者・障害者等のみの世帯は取付支援します。

器具代全額補助

器具代上限額2,000円/個
補助率 1/2

家具転倒
防止器具を
取り付けたい



【家具転倒防災器具の取付支援】
高齢者・障害者等のみで構成される世帯へ、購入費の全額又は一部を補助し、機器の取付支援をします。

設置費全額補助

器具代上限額2,000円/個
補助率 1/2

危険なブ
ロック塀を
改善したい



【ブロック塀等改善事業】
道路等に面するブロック塀等について、①除却工事、及び②除却工事と併せて行う軽量フェンス等の新設工事
費用を補助します。

上限額 ①②併せて最大50万円

自宅前の
狭い道路
を拡幅したい



【狭あい道路拡幅整備事業(一般型)】
「整備促進路線」に指定された道路の拡幅工事費の補助や市による舗装を実施します。

補助対象(上限単価あり)→拡幅部分の舗装費、拡幅部分にある支障物の撤去費

建物の安全性を
確認したい

建物の耐火性や耐震性を確認したい

【木造住宅安全相談事業】⇒お問合せ先①
耐火・耐震性等の確認のため、専門家を無料派遣
(重点対策地域及び※1の地域)

【木造住宅耐震診断士派遣】⇒お問合せ先②
耐震性能等の確認のため、専門家を無料派遣
(左記以外の地域)

①都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595
②建築局建築防災課
(耐震事業担当)
☎ 671-2943

船山株式会社
☎ 0120-993-918
総務局地域防災課
☎ 671-3456

株式会社アイリスプラザ
ユニディ狹江店
☎ 03-5438-5511
総務局地域防災課
☎ 671-3456

建築局建築防災課
(事務担当)
☎ 671-2930

(狭あい道路担当)
☎ 671-4544

①都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595
②建築局建築防災課(耐震事業担当)
☎ 671-2943

地震火災で危険なところのイメージ

住宅が密集している

▶ 燃え広がりやすい

道が狭い 傾斜地

▶ 避難しにくい
▶ 消防車や救急車が
入りにくい

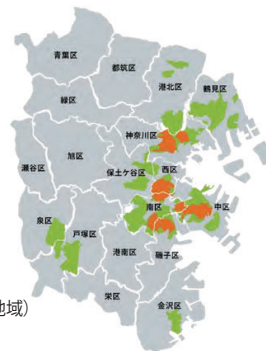
古い建物が多い

▶ 燃えやすい
▶ 倒壊して避難の妨げに

重点対策地域とは

平成24年の地震被害想定をもとに、地震時の火災による延焼危険性の特に高い地域として、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施している地域です。

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部の地域を指定しています。



詳細はこちらをご覧ください

■ 重点対策地域 (不燃化推進地域)
■ 対策地域

お問い合わせ

横浜市都市整備局 防災まちづくり推進課



045-671-3595



045-671-3595

※受付時間・・・平日 8:45～12:00 / 13:00～17:15

〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10 市庁舎29階



大地震の被害想定

その7割は火災によるものです。

いざという時に備えて、地震火災の対策しませんか？

横浜市では、令和7年度から地震火災対策の支援メニューを新規・拡充して、対策を加速させます！

写真提供：神戸市

令和7年度から新規・拡充する個人・家庭向けメニュー

新規メニュー

延焼火災から
命を守りたい

除却・建替え補助に加え、部分的な改修補助を新設

窓などの不燃化(防火)改修
上限100万円補助



火災に強い窓
改修で
避難時間を確保

拡充メニュー

地震の出火を
防ぎたい

これまで補助率1/2だったものを拡充

通電火災を防ぐ
感震ブレーカーの
器具代全額補助

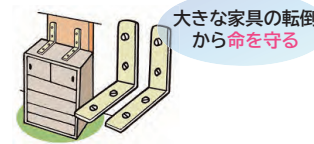


地震時に自動でブ
レーカーを落とし、
通電火災を防止

建築物の安全性を
確認したい

これまで器具の取付支援のみだったものを拡充

高齢者・障害者等の世帯へ
家具転倒防止器具の
設置費全額補助



大きな家具の転倒
から命を守る

旧耐震住宅※のみだった補助対象を拡充

平成12年5月以前の
木造住宅へ無料診断や
耐震改修補助



耐震補強で
家の倒壊を防ぐ

※昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅

耐震補強工事の例

重点対策地域の主な個人・家庭向け地震火災対策支援メニュー

※1 【重点対象地域】：神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の各一部（詳しくは裏面に記載）

※2 過去2年間、世帯員全員の住民税が非課税である世帯

お悩み事

支援メニュー概要 ※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。

お問合せ先 ☎ 市外局番は「045」です。

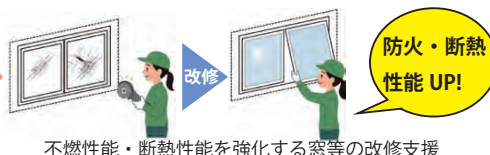
建築物の
解体・新築・改修
をしたい

延焼火災から命を守りたい

老朽建築物の解体したい

燃えにくい建築物を建築したい

木造住宅
(平成12年5月末以前に建築)
を耐震改修したい



不燃性能・断熱性能を強化する窓等の改修支援



老朽建物の解体や耐火性の高い建築物の新築支援



大地震時の建物倒壊等を防ぐ耐震改修支援

防火性能・断熱性能の高い窓等への改修費用を補助します。(上限100万円/棟、複数回に分けて申請可)

解体や耐火性の高い建物への新築工事費用をそれぞれ上限150万円(最大300万円)まで補助します。

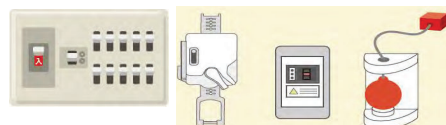
耐震改修工事費用を補助
一般世帯 : 上限115万円
非課税世帯※2 : 上限155万円

都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595

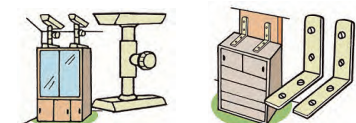
地震時の出火を防ぎたい

感震ブレーカーを取り付けたい

家具転倒防止器具を取り付けたい



分電盤に感震ブレーカー（簡易タイプ）の設置支援



タンスや棚等に家具転倒防止器具の設置支援

「簡易タイプ」の購入費を全額補助し、機器を自宅に送付。高齢者・障害者等のみの世帯は取付支援します。

高齢者・障害者等のみの世帯へ、購入費を全額補助し、機器の取付支援をします。

船山株式会社
☎ 0120-993-918
総務局地域防災課
☎ 671-3456

株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店
☎ 03-5438-5511
総務局地域防災課
☎ 671-3456

発災時スムーズに避難できるようにしたい

危険なブロック塀を改善したい

自宅前の狭い道路を拡幅したい



ブロック塀等の除却、改善工事の支援



狭あい道路の拡幅整備の支援

除却工事、及び除却工事と併せて行う軽量フェンス等の新設工事費用を補助します(上限50万円)

「整備促進路線」に指定された道路の拡幅工事費の補助や市による舗装を実施します。

建築局建築防災課
(事務担当)
☎ 671-2930

(狭あい道路担当)
☎ 671-4544

建物の安全性を確認したい

建物の安全性を確認したい

耐火性能や耐震性能等の確認のため、専門家を無料派遣します。

都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595



すでに多くの人が始めています！

※3 令和4年度時点の累計

感震ブレーカー



※3
約2万戸のご家庭が補助を受けて設置しました！

解体・新築



※3
約2千軒が補助を利用して建て替えられました！

初期消火器具



※3
約350基を自治会町内会等が新たに設置しました！

各支援メニューの詳細はこちら(リンク集)



手続の流れ

工事等の契約前と完了後に、手続が必要となります。

事前相談

- 補助要件等について、必ず事前に相談をしてください。
 - ・手続には一定の期間が必要になりますので、計画の早い段階で問い合わせをお願いいたします。
 - ・補助は予算内で実施するため、受付を締め切る場合があります。
 - ・申請には、整備の内容により、「維持管理等に関する協定書」「中心を確定する確認書」等が必要になります。

補助金の交付申請

- 事前相談後、工事等の内容が決まり、準備ができたら、契約・着手前に、「補助金交付申請書」を提出してください。

補助金の交付決定[市]

- 補助要件等の適合の確認後に、「補助金交付決定通知書」を交付します。

工事等の契約・着手

- 補助金の交付決定後に、工事等の契約・着手を行ってください。

完了の報告

- 工事等の完了後に、「完了報告書」を提出してください。

補助金額の確定[市]

- 補助要件等の適合の確認後に、「補助金額確定通知書」を交付します。

補助金の交付請求

- 補助金額の確定後に、「補助金交付請求書」を提出してください。指定の口座に補助金を入金します。

ご注意

- 補助対象となる工事等は、原則、単年度で完成するものに限りします。
- 他の補助金との重複はできません。また、過去に他の補助金により事業を行っている場合、補助の対象外となることがあります。
- 補助金の交付決定より前に行った契約による工事等や、法令に適合しない工事等は補助の対象とはなりません。
- 補助対象となる工事等は市内事業者に発注してください。（原則として2者以上の市内事業者からの見積徴収を行ってください。）
- 補助要件等の適合の確認のため、工事着手前、工事中及び工事完了後の写真が必要となりますので、お撮り忘れのないようお願いします。

「地震火災対策計画」に関するその他の補助制度

初期消火器具整備費補助金

■概要

地域の皆様にも容易に取り扱えるスタンバイ型初期消火器具などの設置補助と取扱指導を行います

■対象

市域全域

■補助率・補助上限額

補助率 3分の2

上限 20万円

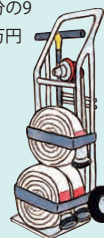
※重点対策地域（不燃化推進地域）に該当する町丁目

補助率 10分の9

上限 27万円

■問合せ

■各消防署



横浜市都市整備局
防災まちづくり推進課

〒231-0005
横浜市中区本町 6-50-10
市庁舎29階

TEL 045-671-3595
FAX 045-663-5225

<受付時間>

平日 8:45～12:00
13:00～17:15

横浜市 まちの不燃化 検索

令和7年4月

横浜市の地震火災対策

燃えにくく、住みやすいまちへ

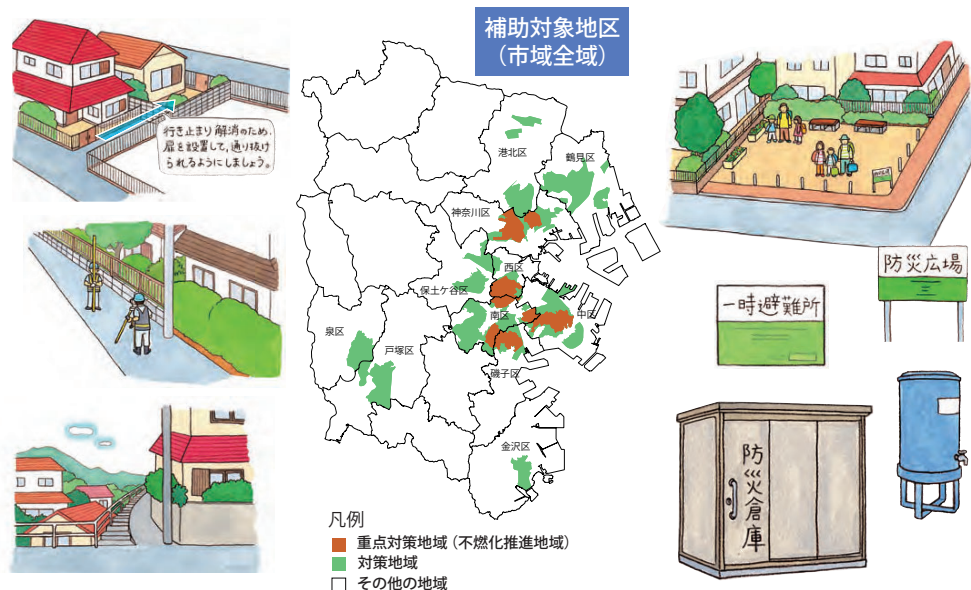
別紙3

身近なまちの 防災施設整備事業補助

補助対象が「市域全域」に広がりました！

横浜市では、「燃えにくく、住みやすいまち」の実現に向けた取組を進めています。

地震火災の被害をおさえ、共助による防災活動を活性化するため、**自治会町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）**の整備等に対し補助を行います。



補助対象地区（市域全域）について

「重点対策地域（不燃化推進地域）」、「対策地域」及び「その他の地域」で補助率や上限額が異なります。
どの地区に該当するかは、防災まちづくり推進課ウェブサイトにてご確認ください。

- 重点対策地域（不燃化推進地域）：「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」（令和5年3月）において、「延焼の危険性が特に高い地域」として指定した地域。神奈川、西、中、南、磯子の各区の一部。約1,140ha。
- 対策地域：「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」（令和5年3月）において、「延焼の危険性が高い地域」として指定した地域。鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、戸塚、泉の各区の一部。約3,960ha。

「身近なまちの防災施設整備事業補助」のウェブサイト

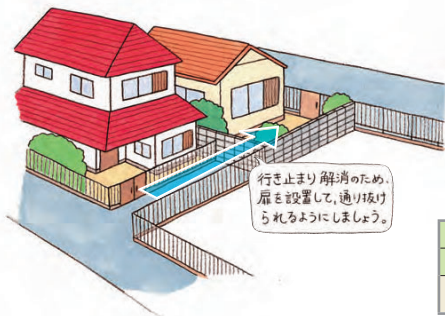


補助の内容

地域の身近なところから、災害に強いまちをつくりましょう。

身近なまちの防災施設整備事業補助は、災害時に地域の皆様が安心して避難できる「**まちの避難経路**」、いつとき避難のできる「**まちの防災広場**」、災害時に必要な「**まちの防災設備**」の整備等に対し、補助を行います。

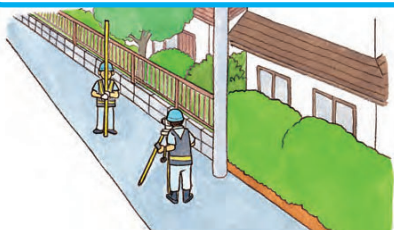
「まちの避難経路」行き止まり改善



補助対象：まちの避難経路の行き止まり解消に向けた扉・階段の設置等
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	30万円	10分の5	15万円

「まちの避難経路」中心杭等設置



補助対象：まちの避難経路の拡幅に向けた中心線の測量、中心杭等の設置
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に関係権利者の間で、「中心を確定する確認書」を締結していること
 ③私道であること^{注1)}

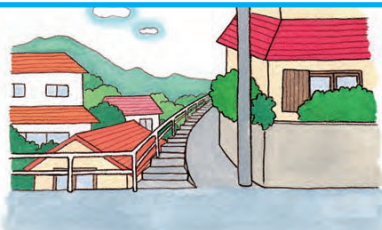
重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

注1)「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」による整備促進路線は除きます

注2) 横浜市が定める「補助単価」の範囲内とします

○重点対策地域又は対策地域において、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく認定を受けたプラン（防災まちづくりを目的としたものに限る。）に基づいた整備等を、そのプランを運用する地域まちづくり団体が申請する場合は、上限額が500万円となります。

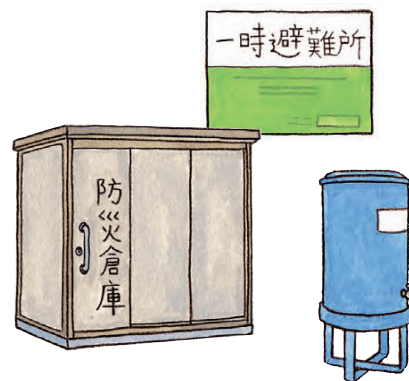
「まちの避難経路」安全対策



補助対象：まちの避難経路の安全対策に向けた避難上支障のある舗装の改善、傾斜路等の段差の解消、手すりの設置等
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
 ③私道であること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災設備」設置



補助対象：防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン等のまちの防災設備の設置
 対象者：自治会町内会等の団体
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
 ③原則、対象物が土地・建物・工作物に定着していること
 ④法令等に適合しているものであること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災広場」整備

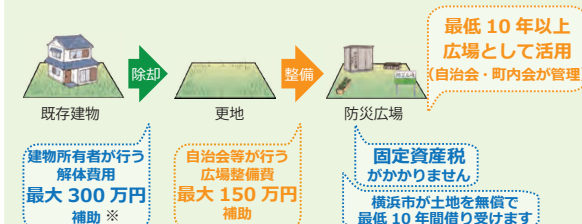


補助対象：まちの防災広場の整備
 対象者：自治会町内会等の団体
 主な要件：①10年以上横浜市に無償で土地の提供が可能であること
 ②自治会町内会等と横浜市の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結するものであること
 ③まちの防災性の向上に資する位置、規模であること

	補助率	上限額
重点対策地域	10分の10	150万円
対策地域 ^{注1)}	10分の9	150万円
その他の地域	10分の5	75万円

注1) 対策地域内の組織認定を受けた団体（横浜市地域まちづくり推進条例に基づく組織認定を受けた団体。防災を目的としたプランの策定に向けたものに限る。）の活動対象地域内での整備等に関しては、重点対策地域（不燃化推進地域）と同様の上限額となります

〈参考：「まちの防災広場」の事業の流れ〉



〈老朽建築物等の除却費用の補助〉

	補助率	上限額
重点対策地域・対策地域	10分の10	300万円
その他の地域	—	—

※「その他の地域」は対象外です

区連会 5 月定例会説明資料
令和 7 年 5 月 19 日
西区福祉保健課

一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び

主任児童委員候補者の推薦について（協力依頼）

日頃より西区福祉行政について御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、西区では現在約 130 名の民生委員・児童委員及び主任児童委員に御活躍いただいています。

このたび、令和 7 年 12 月 1 日を委嘱日として、民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期満了に伴う一斉改選を行います。

つきましては、候補者の推薦について、各自治会町内会長の御協力をお願いいたします。

1 お願いしたいこと

- (1) 地区連合町内会長におかれましては主任児童委員、自治会町内会長におかれましては民生委員・児童委員の候補者の人選をお願いします。
- (2) 候補者の選出後、自治会町内会等（主任児童委員の場合は地区連合町内会等）を単位として「推薦準備会」を開催いただき、候補者の確定をお願いします。

※今回の一斉改選より、以下①②の条件を全て満たす場合、
推薦準備会の開催を省略することができます。

- ① すべての候補者が現在民生委員である（ただし年齢要件の特例に該当する場合は除く）
- ② 自治会町内会等の代表及び地区民児協の代表が、当該候補者を推薦することに同意している

- (3) 推薦書類の作成及び区への提出をお願いいたします。期限：令和 7 年 8 月 25 日（月）

推薦手続きの流れについては、資料 1をご確認ください。

裏面あり

2 バトンタッチサポーター（仮称）制度（希望制）について（資料8）

一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、バトンタッチサポーター（仮称）制度を導入します。

3 その他

候補者の推薦手続き等に関し、ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

4 添付資料

資料1 推薦手続きの流れ

資料2 資格要件と推薦手続

資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

資料4 推薦関係日程

資料5 推薦（委嘱）の手続図

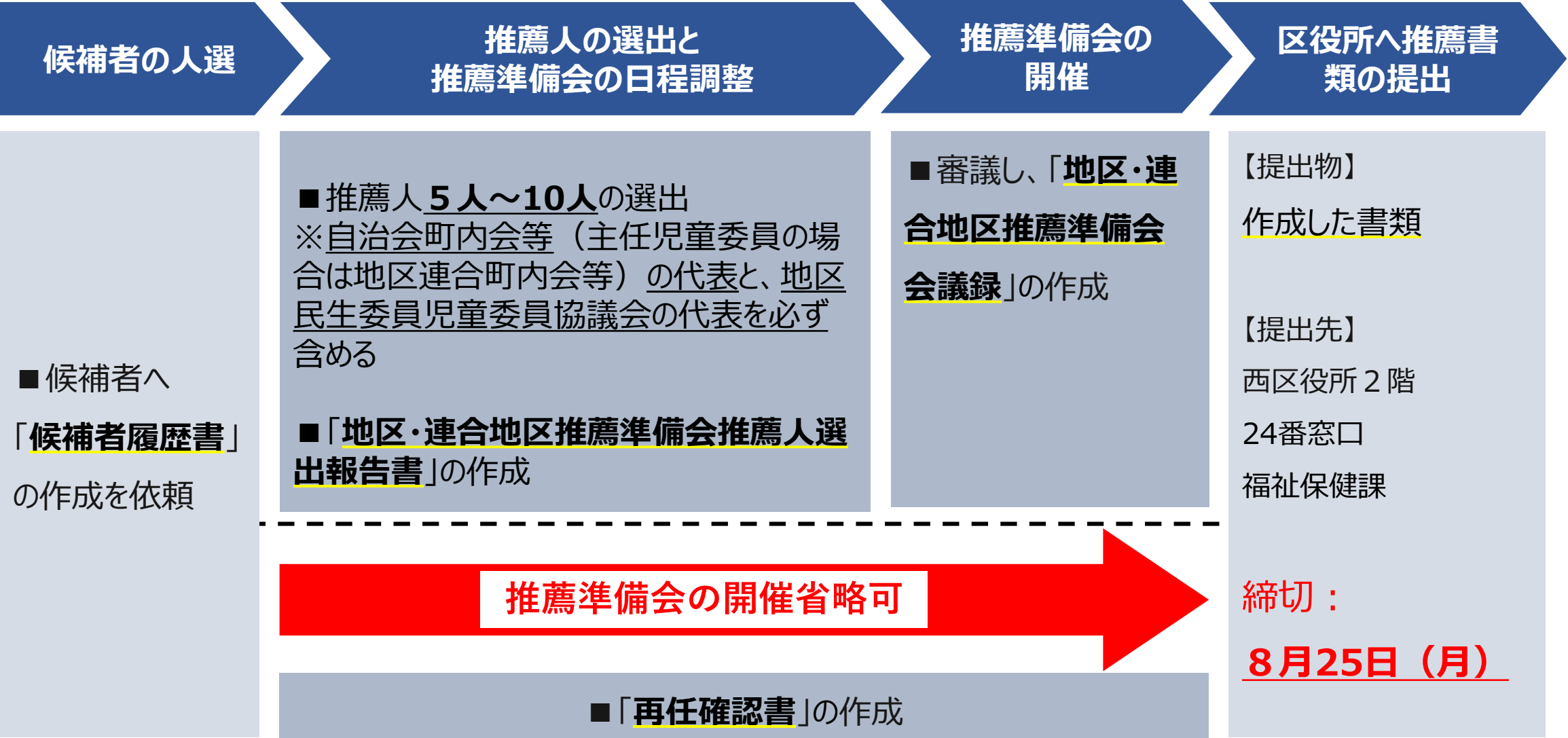
資料6 令和6年12月1日現在 現員数一覧

資料7 チラシ「やってみませんか？民生委員・児童委員」
（候補者の選考の際などにご活用ください）

資料8 バトンタッチサポーター（仮称）制度について

担 当：西区福祉保健課 橋本、高木、堀下 電 話：045（320）8436 FAX：045（324）3703 メール：ni-minsei@city.yokohama.jp
--

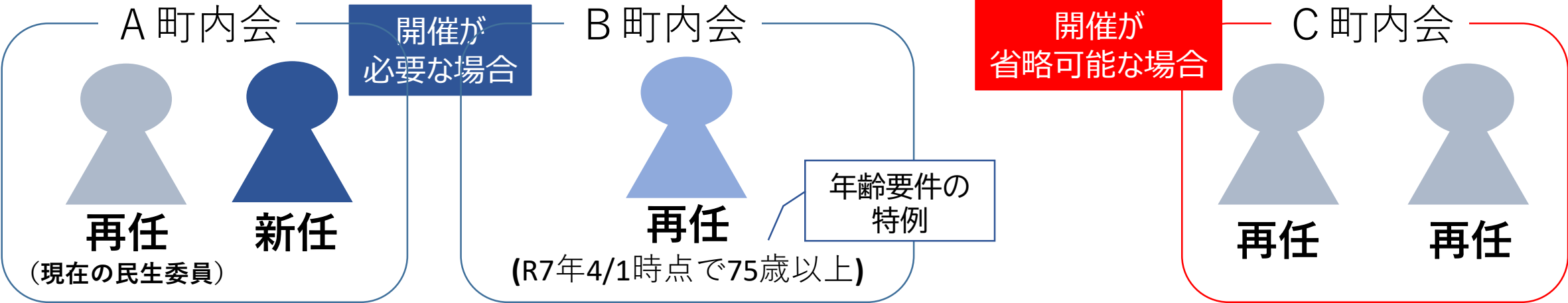
推薦手続きの流れ



※ 以下①②の条件を全て満たす場合、推薦準備会の開催を省略することができます：

① すべての候補者が現在民生委員である（ただし年齢要件の特例に該当する場合は除く）

② 自治会町内会等の代表及び地区民児協の代表が、当該候補者を推薦することに同意している



横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	①適任者 18 歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。 ・ 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 ・ その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 ・ 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方	
②年齢要件 (基準日) 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日	◆新任 68 歳までの方 (昭和 31 年 4 月 2 日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、74 歳(昭和 25 年 4 月 2 日以降出生) までの方とすることが可能です。 ◆現任・元職 74 歳までの方 (昭和 25 年 4 月 2 日以降出生)	◆新任 54 歳までの方 (昭和 45 年 4 月 2 日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、58 歳(昭和 41 年 4 月 2 日以降出生) までの方とすることが可能です。 ◆現任・元職 60 歳までの方 (昭和 39 年 4 月 2 日以降出生) ※現任について、選出が困難な場合に限り、64 歳(昭和 35 年 4 月 2 日以降出生) までの方とすることが可能です。
年齢要件の特例	※現任について、選出が困難な場合に限り、1 期 (3 年間)のみを再任期間として、75 歳以上の方とすることが出来ます。(条件あり) 【条件】 下記 3 つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表 (会長) の同意がある ③地区民児協の代表 (会長) の同意がある ※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。	
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	3 年 令和 10 年 (2028) 年 1 月 30 日まで	

3. 推薦主体 ①設置の単位 ②構成 ③構成員 (推薦人)	地区推薦準備会 主に自治会町内会を単位とします。 推薦人5～10人 自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 <u>※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</u>	連合地区推薦準備会 主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。) 推薦人5～10人 地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 <u>※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。</u> 地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。
	民生委員・児童委員、主任児童委員共通	
4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催	令和7年12月の一斉改選より、全ての候補者が現任の民生委員（主任児童委員）で、自治会町内会等の代表（地区連合自治会町内会等）及び地区民児協の代表が、現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意する場合は、地区推薦準備会の設置を省略できることとしています。 なお、民生委員については、候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意ください。 開催までの準備 地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。 履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。 取扱いには十分注意してください。 ・ 推薦人の人選 推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。 ・ 開催の案内 推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。	

開 催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1)「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2)「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3)「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約 4,000 人の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約 500 人の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【活動費の支給・会費負担】

- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間 10,000 円 （令和7年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

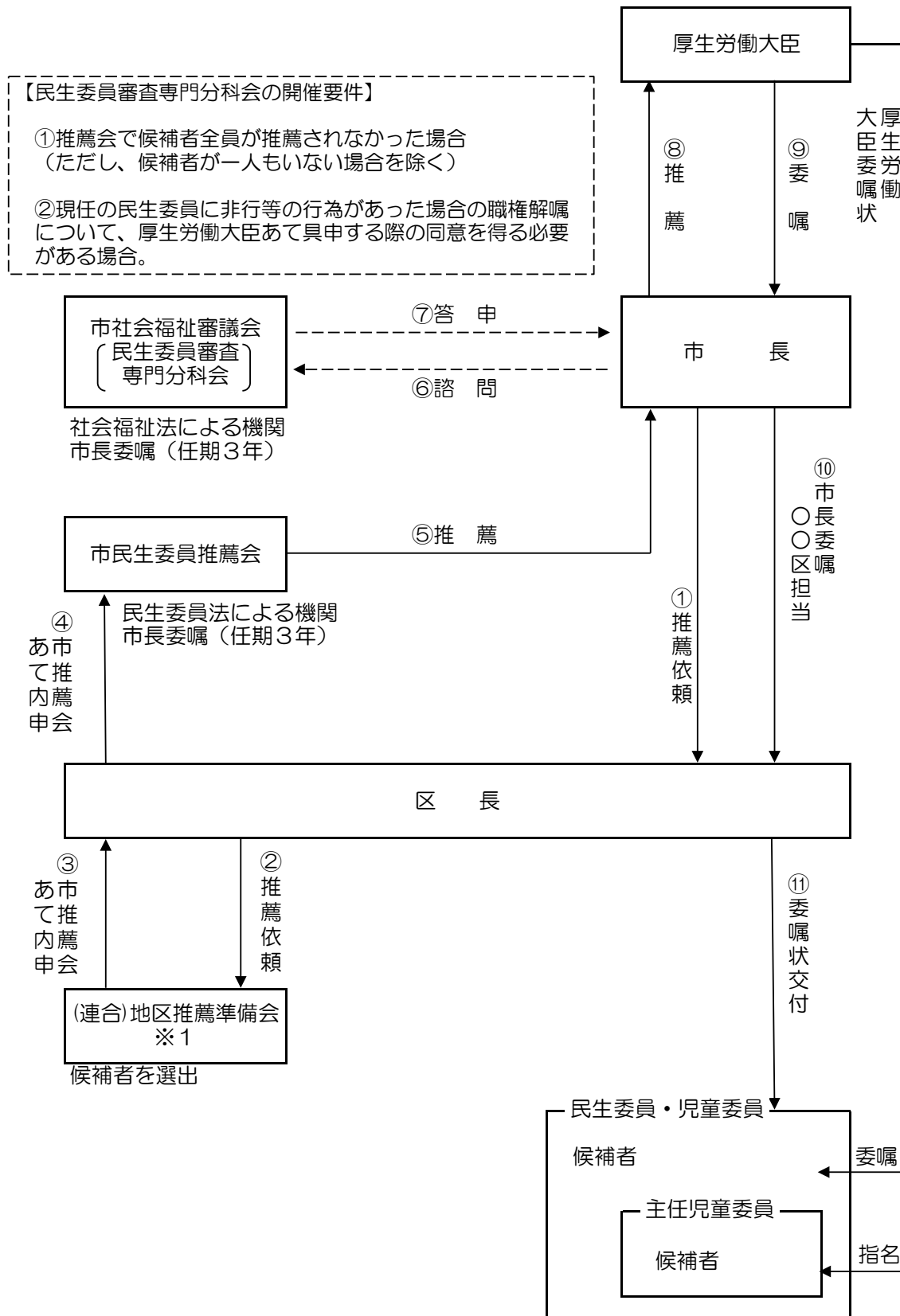
これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

資料4

令和7（2025）年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和7（2025）年12月1日付け委嘱者
		①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期・・・令和7（2025）年12月 1日から 令和10（2028）年11月30日まで
2月	上旬 中旬 下旬	
3月	上旬 中旬 下旬	
4月	上旬 中旬 下旬	
5月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼
6月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼 連合・地区推薦準備会開催
7月	上旬 中旬 下旬	
8月	上旬 中旬 下旬	
9月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申
10月	上旬 中旬 下旬	市推薦会、市審査会開催
11月	上旬 中旬 下旬	厚生労働大臣あて推薦
12月	上旬 中旬 下旬	令和7(2025)年12月1日付け委嘱

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



※1 全ての候補者が現在の民生委員（主任児童委員）で、自治会町内会等（地区連合自治会町内会等）の代表及び地区民児協の代表が、現在の民生委員（主任児童委員）を候補者として再び推薦することに同意している場合は、（連合）地区推薦準備会の設置を省略することができます。なお、民生委員については、候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置は省略できません。

令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
計	4,214	886	3,027	3,913	530	22	469	491	4,744	908	3,496	4,404
鶴見区	305	83	218	301	34	7	27	34	339	90	245	335
神奈川区	282	48	209	257	36	1	33	34	318	49	242	291
西区	124	26	86	112	12	2	10	12	136	28	96	124
中区	169	32	125	157	26	2	20	22	195	34	145	179
南区	247	64	163	227	33	0	32	32	280	64	195	259
港南区	261	42	201	243	30	1	27	28	291	43	228	271
保土ヶ谷区	253	43	187	230	46	1	43	44	299	44	230	274
旭区	293	47	212	259	40	2	30	32	333	49	242	291
磯子区	217	42	153	195	20	1	14	15	237	43	167	210
金沢区	249	36	180	216	32	0	29	29	281	36	209	245
港北区	375	85	269	354	46	1	45	46	421	86	314	400
緑区	204	38	160	198	23	0	21	21	227	38	181	219
青葉区	298	45	238	283	32	0	30	30	330	45	268	313
都筑区	168	48	107	155	20	3	15	18	188	51	122	173
戸塚区	305	73	220	293	38	0	35	35	343	73	255	328
栄区	149	39	101	140	14	0	14	14	163	39	115	154
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	147	40	96	136	24	0	23	23	171	40	119	159

* 定数は令和6年12月1日現在

\やってみませんか？/ 民生委員・児童委員



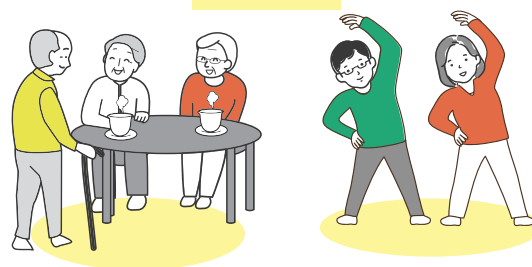
横浜市では、約4,400人の民生委員※が地域を支えています
※主任児童委員も含む

民生委員ってどんなことをするの？

相談者の声を聞き
福祉サービスにつなぎます



仲間と一緒に
地域のゆるやかなつながりを
育みます



経験者が
感じた

民生委員のやりがい・活動で得たもの

活動そのものが
楽しめた



福祉の仕組みに
詳しくなれた



人や地域に
貢献できたという
充実感を得られた



仲の良い友達
ができた





具体的には
こんな感じです

見守り

相談・
情報提供

交流の場
づくり

つなぎ役

ある1か月の活動例

〇〇さんの最近の様子を地域ケアプラザに連絡 (20分)

前月の活動報告を記入し、地区会長へ提出 (1時間)

〇〇のふれあいサロンは、私用があるので地区の仲間にお任せして欠席

地区の定例会に参加。あわせて子育てサロン代表から最近の子育て事情を聞く (2時間)

来月の福祉まつりの準備会に参加。地区の仲間と一緒に当日の展示物をつくる (1時間)

見守りのため、町内のひとり暮らし高齢者を2件訪問 (1時間)

Q&A よくあるご質問



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかととても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいですが、365日昼夜問わずに相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。報酬はありませんが、交通費等として通常年額70,200円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？



A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

やってみようかな？と思ったら...

お住まいの地域の自治会町内会長、

または 区役所福祉保健課 (TEL 045-

) へご相談ください。

令和7年1月発行

バトンタッチサポーター（仮称）制度について

令和7年の一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、一定期間（12月～3月）、新任委員が行う相談支援や活動に、前任者が同行して、経験やノウハウを引継ぐなど、新任委員をしっかりとサポートする仕組みを試行的に導入します。

	説 明
目的	退任した民生委員・児童委員および主任児童委員が一定期間「サポーター」として活動の助言等を行うことにより、経験やノウハウを新任の民生委員等に引き継ぐことで、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整える。（希望地区）
対象者	直近の一斉改選で退任される民生委員および主任児童委員（以下「民生委員等」という） 欠員地区だった場合、直近で退任された方や欠員地区をカバーされていた近隣地区の委員（退任者）や地区民生委員児童委員協議会会長（退任者）が、バトンタッチサポーターとなることも可能。前任者がサポーターを担うことが困難な場合、地区民児協代表了承のもと、前々任等の元職の方がサポーターとなることも可。
活動内容	①現任の民生委員等が受けた相談に対する <u>助言</u> ②担当地域の児童や高齢者等への訪問の <u>同行（引継ぎ）</u> ③関係機関との <u>引継ぎ</u> ④地区民生委員児童委員協議会（以下地区民児協）の運営等に対する <u>サポート</u> ⑤その他、区民生委員児童委員協議会事務局と相談・調整のうえ、認められた活動
期間	一斉改選年の12月1日から翌年3月31日までの4か月間
位置づけ	健康福祉局長の依頼に基づくボランティア。（活動にあたり、「協力依頼書」と「バトンタッチサポーター証」（携帯用、氏名・公印入）をお渡しします。）
配置基準	退任委員と新任委員の双方の意向が一致し、地区民児協の代表、区民児協の代表の承諾がある場合に、配置が可能。

※今回の取組実施後は、次期改選時（令和10年度）に向けた振り返り等を行うことで、より良い活動支援策へとつなげていきます。

うちの崖、 がけ大丈夫!? 談 崖 地 相

がけ ようへき
崖や擁壁の
不安は
専門家に
ご相談を!



相談**無料**!

先着**12組**

※ 事前申込制

対象 西区内に宅地等を所有する方
(マンション管理組合含む)

※過去にご参加いただいた方及び法人は対象外とさせていただきます。

開催日時・会場 各日6組

※10:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

6月22日(日) 6月23日(月)

西区役所1階 AB会議室(中央1丁目5番10号)

申込方法 受付:6月11日(水)9:00
~6月19日(木)17:00

※時間ごとの予約制となっており、枠に限りがございます。

※申込枠が埋まり次第、受付を終了させていただきます。

QRコード・原則、WEB申込み(左の二次元コードより)
WEB環境のない方は下記電話番号より
お申し込みください。



地盤品質判定士とは

地盤品質判定士制度は、国土交通省の定める「宅地防災」の分野で唯一の技術資格として認定・登録されている制度です。地盤のプロの視点で、ご自宅のがけ地、よう壁等の不安・問題点の解決を目指します。

判定のためにご用意いただく物

写真(建物と敷地の全景・変状がある場合、近景を異なる方向から複数)、図面等

相談できる内容

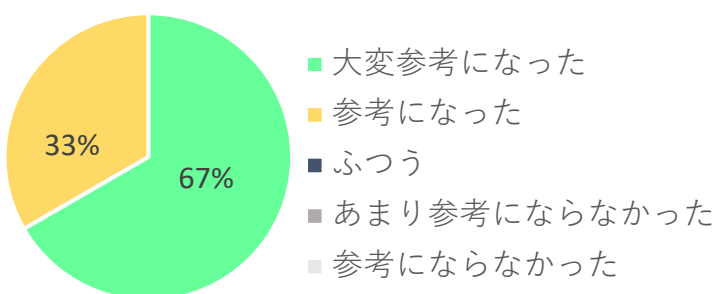
がけ地の危険性やよう壁のひび割れ・ゆがみ、液状化や浸水など、宅地の安全性に関すること全般の相談に応じます。

※がけ地、土留めや擁壁を所有されている方が対象者です。



参加者の声

- ・現状でできることを教えてもらえ、その後土留め等の補修工事を行った。
- ・すぐに手を打つ必要はないので、中長期的に考えてよいことが分かり安心した。
- ・点検方法や対策を教えてもらえた。



※ 令和6年度相談会后実施アンケートより

アクセス

西区役所

電車で

- ・京浜急行「戸部駅」徒歩8分
- ・相模鉄道「平沼橋駅」徒歩10分

バスで

- ・市営292系統「西前町バス停前」徒歩1分
- ・市営9/1

02/106系統・神奈中77系統

- 「西区総合庁舎入口バス停」徒歩3分
- ・市営103系統「御所山バス停前」徒歩3分



感震ブレーカーを設置して 地震による火災を防ぎましょう！

■感震ブレーカーとは

大きな揺れで電気を自動的に遮断し、地震火災の多くの原因と言われている「電気火災」を防ぐ効果が大きい器具です。

【補助概要】

補助対象団体	自治会・町内会、マンション管理組合										
補助対象製品	一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有する感震ブレーカー ※詳細は裏面をご覧ください。										
補助経費	購入設置に係る費用のうち <table><tr><th></th><th>対象4器具</th><th>その他器具</th></tr><tr><td>重点対策地域</td><td>全額補助</td><td>9/10補助 (上限5,000円)</td></tr><tr><td>その他の地域</td><td colspan="2">9/10補助 (上限5,000円)</td></tr></table> ※詳細は裏面をご覧ください。			対象4器具	その他器具	重点対策地域	全額補助	9/10補助 (上限5,000円)	その他の地域	9/10補助 (上限5,000円)	
	対象4器具	その他器具									
重点対策地域	全額補助	9/10補助 (上限5,000円)									
その他の地域	9/10補助 (上限5,000円)										
申請期間	令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）										

※補助を希望される場合は、まず西区総務課庶務係にご相談ください。

※購入前でも後でも申請可能です。

横浜市地震火災対策
マスコットキャラクター

しゃーだん先生



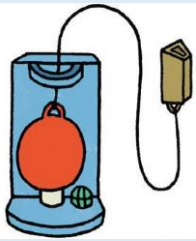
裏面あり

西区総務課防災担当

電話 320-8310

FAX 322-9847

おもり式



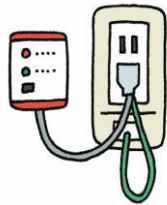
揺れを感知すると、おもり玉が落下し、ブレーカーのスイッチを落とします

バネ式/電池式



揺れを感知すると、バネの力や電池によりバンドが作動してブレーカーのスイッチを落とします

コンセント差込式



コンセントに差し込んで使います。基本的には漏電遮断器に配線されている系統の電気のみを遮断します

ご案内の補助対象器具は、すべての分電盤に対応可能ではありません。分電盤の種類によって設置が困難なことがあります。判断が難しい場合は、各メーカーにお問い合わせください。

全額補助 対象 4器具		商品名	メーカー名	参考価格	取付方法	参考
	おもり式	スイッチ断ボールⅢ	(株)エヌ・アイ・ピー	3,850円 (メーカー価格) (税込)	付属の両面テープで分電盤に取付	
	バネ式／電池式	ヤモリ	(株)リンテック21	約4,000円 (オープン価格)	付属の両面テープで分電盤に取付	
		ヤモリ de セット		約6,600円 (オープン価格)	本体と作動部を付属の両面テープで壁と分電盤に取付	
	コンセント差込式	KI感震センサー	ケー・アイ技術(株)	5,940円 (メーカー価格) (税込)	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	

※その他器具の詳細については、日本消防設備安全センターのホームページからご確認ください。



●重点対策地域(不燃化推進地域)一覧

赤門町2丁目、霞ヶ丘、境之谷、西戸部町1丁目、西戸部町2丁目、西戸部町3丁目、西前町2丁目、西前町3丁目、東久保町、藤棚町1丁目、藤棚町2丁目、元久保町、伊勢町1丁目の一部、伊勢町2丁目の一部、伊勢町3丁目の一部、老松町の一部、久保町の一部、中央一丁目の一部、中央二丁目の一部、浜松町の一部

※お住まいの地域が重点対策地域かどうかはiマッピー（行政地図情報提供システム）または、都市整備局防災まちづくり推進課のホームページからご確認ください。
iマッピー上で、「表示切替」→大項目「建築・造成等に関する制限」→中項目「建築協定区域その他建築基準法の区域等」を選択してください。



初期消火器具等の 整備費用を補助します！

木造住宅密集地域等における減災対策として、自治会・町内会に設置されている消防用ホースの更新や初期消火に有効なスタンドパイプ単品等(初期消火器具等)の購入費用の補助を実施します。

この機会に、初期消火箱の点検を行っていただき、更新等が必要な場合は、ぜひこの補助制度をご活用ください。

【補助概要】

補助対象団体	初期消火箱を設置している自治会・町内会
対象となる 資機材	消防用ホース、筒先、可変ノズル、媒介金具、消火栓蓋 開閉キー、スタンドパイプ、台車、収納袋及び消火箱 (※詳細は裏面をご確認ください。)
補助経費	初期消火器具の設置及び更新に要する経費の 2 / 3 に相当する額 (補助交付金額の上限は 8 万円)
申請期間	令和 7 年 6 月 2 日 (月) から令和 8 年 1 月 30 日 (金)

※補助を希望される場合は、まず西区総務課庶務係にご相談ください。

※初期消火箱につきましては定期的な訓練の実施をお願いいたします。

また訓練実施予定時には、消防署にお問い合わせください。

【ご注意ください！】

初期消火箱一式、スタンドパイプ式初期消火器具一式を購入される場合は、従来から消防局が実施している初期消火器具等整備費補助制度をご活用ください。

裏面あり

西区総務課防災担当

電話 320-8310

FAX 322-9847

【参考資料】初期消火器具等一覧

品名	規格・材質等	参考価格 (税抜)	備考	写真 (参考)
消火用 ホース	「40mm×20m」、「40mm× 15m」、「50mm×20m」 のいずれかとし、使用圧力 0.9M Pa以上の消防用ゴム引きホース	25,000 円	消防用ホースの技 術上の規格を定め る省令に適合する もの	
筒先	40A差込式、又は50A差込式	6,000 円	50Aの場合は、取 っ手付とする	
可変 ノズル	直状、噴霧（約120° 噴霧までの 展開角度）、シャットが可能なも の	5,600 円	筒先に取付可能な ものとする	
媒介 金具	差込異径媒介 ・受け口 65mm、差し口 40mm 又は 50mm ・受け口 50mm、差し口 40mm	7,000 円		
消火栓 蓋開閉 キー	材質がクロムモリブデン鋼又は同 等の強度を有する鉄鋼	18,000 円	消火栓にｽﾀｯﾄﾞﾊﾟｲ ﾌﾟを接続した状態 で、消火栓開閉操 作に支障のない長 さのもの	
ｽﾀｯﾄﾞﾊﾟ ｲﾌﾟ	単口引き上げ式（レバー付きも 可）、口径 65mm	35,000 円	消火栓接続時、消 火栓蓋開閉鍵操作 に支障のない高さ のもの	
台車	台車は軽金属製とし、ゴム車輪左 右付で、資機材を積載できるもの ゴム車輪の大きさは、道路縁石の 段差（10cm 程度）が容易に乗り 越えられる形状のものとし、 各資器材は運搬時や保管時に外れ ないよう固定できるものとする。	50,000 円		
収納袋	・消防用ホース3本又は4本、筒 先、可変ノズル、媒介金具、消火 栓蓋開閉キー、台車等が収納でき る大きさ ・本体の塗装は赤色、正面に白文 字で初期消火箱とわかる表示をし たもの	22,000 円		
消火箱	・片開き、鍵がかけられるもの ・消防用ホース3本又は4本、筒 先、可変ノズル、媒介金具、消火 栓蓋開閉キー、台車等が収納でき る大きさ ・本体の塗装は赤色、正面に白文 字で初期消火箱とわかる表示をし たもの	32,000 円 ～ 55,000 円	設置の際に工事費 が必要となる場合 あり（工事費も補 助対象）	

※仕様及びメーカーによって、各器具の価格は変わります（参考価格）。

「デジタルプラットフォーム」を活用した全区での市民意見募集【情報提供】

1 事業の趣旨

今後の施策や事業の参考にさせていただくため、「デジタルプラットフォーム」を活用して、お住まいの区に関する「こんなまちになったらいいな」「こんなことができたらいいな」といった自由なご意見・アイデアを募集します。

つきましては、会長様をはじめ、多くの方のご参加をお待ちしております。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 全区での市民意見募集の概要

(1) 募集期間 6 月 11 日(水)10:00～7 月 10 日(木)23:59

(2) ご意見・アイデアの投稿先

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/kocho/dp/dp.html>

※募集開始日時になりましたら、当ページからのアクセスが可能となります。



4 ご参加いただける方

市内にお住まいの方。

※意見投稿は、事前にユーザー登録をして、ログインすることが必要です。

※投稿できるのは、お住まいの区に関するご意見・アイデアです。

5 参考資料

チラシ

市民局区連絡調整課

担当 佐藤、折原、太田

電話 045-671-2088 /FAX 045-664-5295

メール sh-kuren@city.yokohama.lg.jp

市民局広聴相談課

担当 會田、澤川、黒木

電話 045-671-2335 /FAX 045-212-0911

メール sh-kochosodan@city.yokohama.lg.jp

あなたのご意見・アイデアで 西区をもっと良くしませんか?



お住まいの西区について、「こんなまちになったらいいな」
「こんなことができたらいいな」というようなことを
デジタルプラットフォーム「Surfvote」にご投稿ください!
今後の施策や事業の参考にさせていただきます。

参加はこちらから

アクセス

「Surfvote」では他の投稿者の意見を見て、ご自身の意見を考えることができます。



※ 意見投稿する際の注意事項 ※

意見投稿は、事前にユーザー登録をして、
ログインする必要があります。

サイト内の「利用規約」を確認・同意のうえで、
ご参加ください。

同様の意見募集は横浜市全区で実施中です。
他区在住の方もこちらからアクセスしてください。



意見募集期間

2025 **6.11** (水) 10:00 ~ **7.10** (木) 23:59

お問合せ

▶ 区役所での意見募集について

横浜市 市民局区連絡調整課

Tel : 045-671-2088

Fax : 045-664-5295

▶ 意見募集プラットフォームについて

横浜市 市民局広聴相談課

Tel : 045-671-2335

Fax : 045-212-0911

▶ 西区役所の事業について

西区役所 区政推進課

Tel : 045-320-8327

Fax : 045-314-8894



「Surfvote(サーフボート)」について

Surfvote

Surfvote では、さまざまな政策や課題(イシュー)について知り、自分の考えや立場に基づき意見・アイデアを投稿し、他の人の意見を傾聴し評価することもできます。

■ 意見投稿の画面イメージ ※ 区に関するご意見は、「市民からの提案」などでも、引き続きお寄せいただけます。

区役所 | Language | 読み上げ | コールセンター

Google 提供 検索

3. 横浜市各区イシューページでの投票時に、追加項目（氏名・住所・電話番号）を入力する。

4. お住まいの区のイシューページに意見を投稿する。

各区イシューページ

- 青葉区 (外部サイト)
- 旭区 (外部サイト)
- 泉区 (外部サイト)

① 表面の二次元コードの読み取り、または検索ワード「横浜市 デジタルプラットフォーム」で横浜市ウェブページにアクセス後、「各区イシューページ」からお住まいの区名をクリックする。

② ユーザーの新規登録を行い、ログインをする。

新規登録 | ログイン

ログイン後、お住まいの区の
ニューページで
〇〇区に関するご意見・
アイデアをクリックし、

氏名（事前にご登録いただいた名前（ニックネーム）が公開されます。）

氏名を入力してください

住所1（横浜市〇〇区）

お住まいの区を選択してください

投票所

鶴見区に関するご意見・アイデア

投票状況を確認

③ ログイン後、お住まいの区の
イシューページで
「〇〇区に関するご意見・
アイデア」をクリックし、
追加項目（氏名 / 住所 /
電話番号 / メールアドレス /
年齢）の登録を行う。

※ 追加項目で登録された内容は
公表されません。

氏名（事前にご登録いただいた名前（ニックネーム）が公開されます。）

氏名を入力してください

住所1（横浜市〇〇区）

お住まいの区を選択してください

住所2

それ以降を入力してください

電話番号

ハイフン抜きで電話番号を入力してください

メールアドレス

メールアドレスを入力してください

※本人確認メールがご入力メールアドレスに送信されます。

年齢

年齢を入力してください

規約

☐ [プライバシーポリシー](#)と[利用規約](#)に同意する

送信する

④ ③で登録したメールアドレスに送付された本人確認メールを開き、認証 URL をクリックし、本人確認を完了する。

<イシューページに遷移>

本人確認が完了しました。

お手数ですが再度ご希望の回答項目を選んで、投票をお願いします。

[閉じる](#)



【青葉区にお住まいの皆様へ】青葉区に関するご意見・アイデアをお寄せください



横浜 太郎

青葉区に関するご意見・アイデア

青葉区に関するご意見・アイデアをお寄せください。

こちらに入力

[オピニオン入力をスキップ](#)

他のユーザーの回答

⑤ 意見投稿画面で意見を入力し、投稿する。



回答

I 基本目標

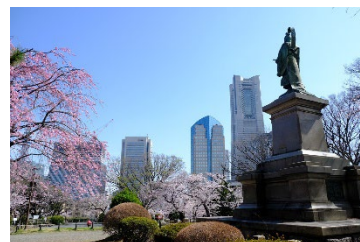
つながりを大切に

誰もが **にこやか** **しあわせ**に **くらせる**まち 西区

昨年の西区制 80 周年を通じて育まれたつながりを生かし、地域・企業・団体の皆さまと協力しながら様々な取組を行います。

今年は西区の総合的な計画である西区地域福祉保健計画(にこまちプラン)の第4期計画が最終年度を迎えます。現在の計画を着実に推進するとともに、令和8年度から始まる第5期計画を地域の皆さまと策定していきます。

GREEN×EXPO 2027 の機運醸成や脱炭素化に向けたライフスタイルを PR するとともに、横浜の玄関口である横浜駅の美化や環境改善にも取り組みます。また、こどもたちが健やかに成長できる地域づくりと切れ目のない子育て支援、認知症や障害への理解促進に向けた取組を行い、あらゆる世代の皆さまが生き生きと暮らせるインクルーシブな社会の実現を目指します。さらに、激甚化する自然災害への対策や警察と連携した防犯対策等を推進し、安全・安心なまちづくりにも尽力します。



掃部山公園から望むみなとみらいの風景

II 目標達成に向けた施策

80 周年で育まれたつながりを生かし、取組を推進

GREEN×EXPO 2027 の機運醸成

1 地域のつながりづくり

2 いきいきと健やかに
暮らせるまちづくり

3 まちの回遊性向上と
にぎわいづくり

4 安全・安心なまちづくり

横浜市中期計画 2022～2025

III 目標達成に向けた組織運営 ～区民の皆さまに寄り添う区役所づくり～

1 お客様の立場に立った区民サービスの提供

窓口では、区民の皆さまを笑顔とあいさつで温かくお迎えします。傾聴を第一に、丁寧に分かりやすい説明を心がけ、正確で的確なサービスを提供するとともに、適切に業務を行います。また、区民の皆さまの目線に立ち、多媒体を活用した「伝わる」広報をはじめ、区民の皆さまの利便性向上等に取り組めます。

2 つながりを生かした効果的な事業推進

地域・企業・団体との協働による地域課題の解決・支援を推進します。連携の中で、区民ニーズを的確に把握し、取組を実施します。また、事業の効果・達成度を検証し、区民の皆さまが効果を最大限実感できるよう、取り組みます。引き続き、デジタルツールや DX を活用した地域の負担軽減・連携強化を進めます。

3 『チーム西区役所』の強化

人材育成や風通しのよい職場づくりに加えて、協働、共創、チームイノベーションを創出する職場環境の実現と働き方改革を進めるとともに、歳出見直しに向けて取り組みます。また、各課の連携を強め、『チーム西区役所』として総合力を発揮し、区民満足度の向上に努めます。

主な事業・取組については、次ページをご覧ください⇒

1 「にこまちプラン」を推進し、地域の皆さまとともに課題解決に取り組めます

・令和7年度は「にこまちプラン」の第4期計画(令和3～7年度)の最終年度であり、区制 80 周年で育まれた地域の皆さまのつながりを生かしながら、引き続き現行の計画を着実に推進します。

・第4期計画の振り返りで挙げられた、地域を支えるリーダーや担い手の高齢化・人手不足等の各地区共通の課題を踏まえながら、地域の皆さまがともに支えあうまちを目指し、地域や関係機関等と一体となって、第5期計画(令和8年度～)を策定します。

・地域活動の充実につなげるため、「にこまちフォーラム」を開催します。また、小学校への出前講座等の「子ども向け啓発」を通じ、子どもたちやその親世代の地域参加を促し、新たな担い手の発掘・育成に取り組めます。



にこまちフォーラム

2 地域活動を支援し、協働によるまちづくりを進めます

・自治会町内会をはじめとして、地域で活動する様々な団体と連携し、より良いまちづくりを進めます。

・自治会町内会と行政とのコミュニケーション手段として、デジタルツールを活用した情報共有を行い、地域の負担軽減・連携強化を図ります。

・野毛山地区をこれまで以上に誰もが分け隔てなく学び、楽しみ、安らげるエリアとなるよう、「のげやまインクルーシブ構想」の実現に向けて、地域や関係機関との連携を強化し推進します。

3 「学び」の機会や実践する場をつくるとともに、地域の「つながり」の輪を広げる支援を行います

・「西区今昔かるた」を使ったイベントや中央図書館と連携した読書活動の推進を通じて、歴史・文化などあらゆる視点から西区について学び、魅力を再発見する機会をつくり、地域に愛着を持つきっかけとします。

4 区内の大学・企業・団体と連携し、地域課題解決を図ります

・地域課題解決に向け、連携推進協定を締結している神奈川大学をはじめ、企業、団体と連携強化を図ります。

いきいきと健やかに暮らせるまちづくり

中期計画 テーマ 01 子育て世代への直接支援

中期計画 テーマ 02 コミュニティ・生活環境づくり

1 こどもたちが健やかに成長できる地域づくりと、妊娠期から学齢期までの切れ目のない子育て支援を行います

・子育て家庭が地域で孤立することなく、安心してこどもを産み育てられるよう、「プレパパママクラス」や「赤ちゃん教室」、新たに実施する「プレパパ向け」の講座などを実施し、夫婦で取り組む子育てを学ぶ機会や仲間づくりの場を提供します。

・幼稚園・保育園や地域子育て支援拠点などが連携し、育児講座を行うなど、安心して子育てができる地域づくりに取り組めます。また、子育て世帯がより手軽に情報を得られるよう、「パマトコ」の活用やオンライン上での動画配信等を行います。

・地域の中で学齢期のこどもたちが健やかに成長できるよう、小中学生への危機管理教室や中学校いのちの教室、放課後事業に携わる職員の人材育成研修、西前小学校における朝の居場所づくりモデル事業などの取組を進めます。



地域の親子に向けた
育児支援の様子

2 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう取り組めます

・オンラインツールを活用した効果的な広報等により、高齢期における社会参加等の重要性の理解を進めるほか、「ころばんよ体操」や介護予防リーフレット「お元気活動応援マップ」などを活用し、区民の健康づくりや介護予防に取り組めます。

・幅広い世代に向けた認知症サポーター養成講座の開催や、気軽に脳の健康チェックができる機会づくり等を行うことで、認知症に対する理解を深め、認知症との共生と早期対応の機運づくりを進めます。

3 障害のある人も住みやすい環境づくりを進めます

・イベントや広報媒体等を通じて、区民に障害への理解を深める取組を進めます。また、地域防災拠点訓練等を通じて、障害者に対する災害時の支援や配慮への理解の取組を進めます。

・施設や病院から地域生活への移行や住宅の確保に向け、一人暮らしを体験できる生活体験事業を継続し、並行して居住支援関係機関等に働きかけを行います。



障害者施設利用者の作品展示

4 健康づくり啓発や健康情報の発信に取り組めます

・生活習慣病の予防の取組のほか、親子で参加できる歯みがき教室を行うなど、将来を担う子ども及び働き・子育て世代の健康づくりにも力を入れて取り組めます。

1 GREEN×EXPO 2027 の機運醸成や、脱炭素化に向けたライフスタイルを PR します

- ・2027 年に開催する GREEN×EXPO 2027 について、様々な場面で PR します。
- ・脱炭素など環境に配慮した具体的取組や SDGs 達成に向けた取組を行うきっかけづくり、子どもたちが作成した SDGs に関する作品のパネル展を開催します。



区庁舎前のバス停看板で PR

2 地域資源を活用して、回遊性向上に取り組めます

- ・花と緑や史跡等をはじめとした地域資源、まち歩きルート「温故知新のみち」を活用し、区内の回遊を促進します。

3 商店街等と連携したイベントを実施し、地域経済の活性化を図ります

- ・商店街を巡るスタンプラリーを開催し、商店街の誘客促進を図り、まちの賑わい創出につなげます。また、区内の商店街の様々な魅力を市民目線で発掘・発信していただく機会として、フォトイベントを開催します。



商店街を巡る
スタンプラリー冊子

4 西区民まつりを通じて、地域の活性化を図ります

- ・50 回目となる西区民まつりを開催し、顔の見える関係づくりや情報発信の機会を増やすことで、地域の交流や活動の活性化を図ります。

5 伝統文化に触れあう機会を創出し、地域交流を促進します

- ・「西区虫の音を聞く会」や小学生を対象とした「能と狂言の出前講座」を実施し、区民に地域の伝統文化に触れる機会を提供します。



レーシング用車いす
試乗体験の様子

6 身近な場所で誰もがスポーツに親しめる機会をつくります

- ・年齢、障害の有無等に関わらず楽しめるインクルーシブスポーツを含む体験の場の提供、ウォーキングイベント等を通じ、誰もがスポーツに親しめるよう働きかけます。

7 まちの緑化を通じて地域のつながりづくりを進めます

- ・区民が身近に花や緑を感じられるよう、公園愛護会や小中学校等と協働し、公園や学校の花壇への花苗植えを行います。また、公園藤棚の再生に向けて維持管理を行うとともに、ご家庭でも育てられる鉢植え藤（一才藤）の管理講習会を開催し、区民に「藤」をより身近に感じてもらえるような取組を推進します。

1 地域・区本部の防災機能の強化とともに、自助・共助の取組を進めます

- ・「新たな横浜市地震防災戦略」の方針に基づき自助・共助・公助の取組を一層推進します。地域防災拠点の運営・訓練支援を行うとともに、医療機器を使用している方が停電時にも充電できるよう各拠点へ発電機の配布を継続するなど、誰もが安心して避難できる体制が構築されるよう支援します。
- ・区本部における各種訓練（震災・風水害等）を実施します。
- ・感震ブレーカー、初期消火器具の設置を促進し震災対策を強化するとともに、崖地相談会の開催や、河川水位情報伝達システムの更新により風水害対策を強化します。



稲荷台小学校地域防災拠点
訓練の様子

2 防犯力の強化に向けた取組や地域の交通安全対策を推進します

- ・地域の皆さまが安心して暮らせるよう、広報よこはまでの情報発信や地域と連携した防犯パトロール等、地域の防犯力を向上させます。また、子どもたちの安全確保のため、関係機関と連携した通学路等における交通安全対策の実施や、交通安全教室を開催します。

3 ごみの資源化・減量の啓発や清掃活動等を通じてきれいなまちづくりを推進します

- ・「ヨコハマ プラ5.3(ごみ)計画」の達成、脱炭素社会の実現に向け、令和7年4月から変更したプラスチックごみの分別ルールや使い捨てプラスチックの削減等を啓発します。また、引き続き、ごみ減量、リサイクル推進、ごみの分別等を区民、事業者に働きかけていきます。
- ・きれいなまちづくりを推進するため、地域の皆さまや学校・企業等と連携した清掃活動、ポイ捨て対策を実施します。
- ・GREEN×EXPO 2027 の開催に向け、来街者の増加が見込まれる横浜駅周辺において、地域や事業者の皆さまと協働し、美化・環境向上に取り組めます。



横浜駅をきれいに！キャンペーン
(横浜駅周辺での清掃活動)

区民の皆さまに寄り添う区役所を目指して

総務課

チーム西区役所を支えます。快適で親しみやすい区役所づくりを推進するとともに「新たな横浜市地震防災戦略」の方針を踏まえ、災害対策の取組をより一層強化します。また、選挙事務や統計調査を適正に進めます。

税務課

公平公正で適切な賦課業務を行うとともに市税収入の安定的な確保と税負担の公平性の実現のため、適切な徴収事務を進めます。区民の皆さまに寄り添いながら、分かりやすく、丁寧に説明することを心掛けます。

こども家庭支援課

地域や関係機関の皆さまと連携して、こどもとその家庭を妊娠期から切れ目なく支えます。一人ひとりきめ細やかな支援を大切に、安心して出産・子育てができ、こどもたちが健やかに成長できる地域づくりを進めます。

戸籍課

皆さまの生活の根幹をなす戸籍簿・住民基本台帳等の適正な管理を徹底するとともに、親切・丁寧でわかりやすい窓口対応を行います。また、マイナンバーカードを利用した手続の推進と円滑な交付・更新手続を行います。

西土木事務所

道路・下水道・公園の適切な維持管理と災害対応により、区民の安全・安心な暮らしを守ります。また、公園愛護会活動などの支援や藤の花再生にも取り組み、潤いと安らぎを感じられるまちづくりを進めます。

区政推進課

分かりやすく「伝わる」情報発信を行い、皆さまの声を地域課題の解決につなげます。また、GREEN×EXPO 2027の機運醸成や脱炭素に向けた取組を推進しながら、魅力と活気あふれるまちづくりを進めます。

区会計室

区民の皆さまの信頼に応える、正確で迅速な会計経理事務を行います。また、窓口に来られた方や電話でのお問い合わせに対し、分かりやすく説明し、親切・丁寧で寄り添った対応を心掛けます。

福祉保健課

地域の皆さまや関係機関と連携し、最終年度となる第4期「にこまちプラン」を推進するとともに、令和8年度からの第5期計画を策定します。また、関係団体と協力し、区民の皆さまの主体的な健康づくりを推進します。

保険年金課

皆さまが安心して医療・介護等を受けられるよう、国保・介護等の保険や、国民年金について、適切かつ迅速に業務を進めます。また、安定した制度運営のため、保険料収納率の向上を図ります。

南浅間保育園

こども一人ひとりを尊重し、豊かな人間性を育む保育を行います。保育資源ネットワーク構築事業の事務局園として、様々な機関や地域の皆さまと連携して育児支援事業を行うとともに、区全体の保育の質向上を目指します。

地域振興課

自治会・町内会や商店街をはじめとした地域の皆さまに寄り添いながら、まちの魅力発信やにぎわいづくりを更に進めていきます。また、清潔できれいなまちづくりや安心・安全なまちづくりに取り組みます。

高齢・障害支援課

高齢者も障害のある方も、自分らしい暮らしを続けられるよう、寄り添った支援やつながりづくりに取り組みます。また、認知症や障害等への理解促進と介護予防の啓発を進め、誰もが住みやすいまちづくりを目指します。

生活衛生課

食中毒予防・感染症対策・動物の適正飼育を推進する取組を通じ、地域の皆さまや西区を訪れる人々の食の安全や暮らしの衛生を確保します。特に、主要駅周辺の飲食店や宿泊施設に対する衛生指導を重点的に実施します。

生活支援課

生活の不安や困りごとがある方に寄り添い、ご相談をお聴きしながら皆さまの生活を支えていきます。また、子どもたちの将来の自立に向けて、生活・学習支援事業を行い、学習できる環境づくりを推進します。

「チーム西区役所」は資源循環局 西事務所や西消防署、中央図書館等とも連携し、地域の皆さまと一緒に課題解決に取り組めます！



鋼管ポール防犯灯の全数点検について 【お知らせ】

市連会 5 月 定例会 説明資料
令和 7 年 5 月 12 日
市民局 地域防犯支援課

(1) 鋼管ポール防犯灯の全数点検及び撤去への御協力について

横浜市で維持管理している、市内約 2 万灯の全数の鋼管ポール防犯灯の点検調査を行います。

- ・点検スケジュール：令和 7 年 6 月～令和 8 年 1 月
- ・点検業者：株式会社カワデン

横浜市 鋼管ポール調査

発行：横浜市 市民局 地域防犯支援課

- ※ 点検の際、作業員は横浜市の腕章（青）を着用し、証明書を持参します。
- ※ 点検では私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。
- ※ 点検結果は別途お知らせします。

穴があいていたら即時撤去し、お知らせします。

① 近くに、灯具を設置できる電柱があれば、移設出来ます。

⇒ 移設に関する書類の提出をお願いします。

② 鋼管ポールの建替え等については、別途協議^(*)させていただきます。

* 現在、鋼管ポールを建替える場合は、基礎を大きく（直径 50cm 地中深 1m）する必要があるため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に建替えできない場合もあります。

見守り活動により、劣化したポールを発見した場合は、情報提供をお願いします。



(2) 電線の安全確保について

併せて、市で管理する電線（鋼管ポール同士をつなぐ電線）についても点検します。

- ① 電線に樹木が接触している場合や、草木が絡みついている場合は電線を一時撤去し、お知らせ致します。
- ② 土地所有者や自治会町内会により、樹木や草木の剪定をしていただきましたら、電線を復旧致しますので区の地域振興課までご連絡下さい。



裏面に、「緊急補助金」を活用した地域による灯りの確保について、記載しています。

(3) 地域の防犯力向上緊急補助金を活用した灯り(センサーライト)の設置方法

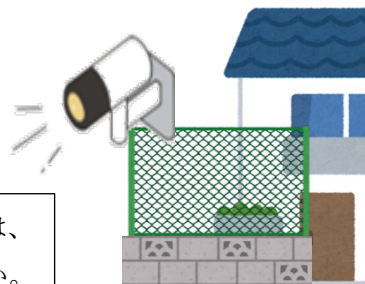
① 設置場所の検討・決定

自治会町内会でどこに設置するかを話し合い、決定します。

設置例: 民家のフェンスやベランダにセンサーライトを設置し、公道を照らす。

注意: 灯具を設置する際には、特に付近にお住まいの方へ、事前に説明し、了承してもらうことが大切です。

取組の参考となる防犯関連サイトは、左下の QR コードからご覧ください。



② 設置許可の取得

設置する場所の土地所有者へ設置許可(占有許可)を取ります。

例: 公道の場合は区土木事務所、私有地の場合は土地所有者等



③ 商品の購入・工事委託

商品を購入(または工事委託)し、自治会町内会宛の領収書をもらいます。



④ 申請書類の提出

受付センターに申請書、領収書を提出します。**(10/31 期限)**



⑤ 決定通知の受領・請求書の提出

申請書類を提出したら、決定通知と共に請求書が自治会町内会へ届きます。

請求書を受付センターに提出します。**(12/26 期限)**



⑥ 補助金の振り込み

請求書に記載の口座に補助金が振り込まれます。

※センサーライト設置後にかかる維持管理費(電気代など)については、地域活動推進費補助金の対象となります。

お問合せ:防犯緊急補助金受付センター(市委託事業者) ☎ 045-550-5125

【参考】 検索 地域の防犯力向上緊急補助金

※ 申請様式や防犯関連サイトを掲載しています。



<担当>

横浜市市民局地域防犯支援課

電話:045-671-3709 FAX:045-671-0734

E-mail:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

〔鋼管ポール防犯灯全数点検調査に関すること:石橋、伊藤〕

〔地域の防犯力向上緊急補助金に関すること :小野寺、早野〕

自治会町内会長 様

「自治会町内会アンケート」へのご協力に関する再度のお願い

日頃から、市政へのご協力を賜り、ありがとうございます。

3 月の市連会・区連会を通じて標記アンケートへのご協力をお願いしたところですが、回答率が伸び悩んでおります。(5 月 7 日現在: 電子申請 890 件、郵送等 825 件、合計 1,715 件 回答率 60.7%) (前回 (令和 2 年度) 最終回答率: 90.5%)

回答期限につきまして、6 月 6 日 (金) まで延長いたしましたので、まだご回答いただいていない自治会町内会長の皆様におかれましては、何卒ご回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。(既にご回答済みの場合は、ご対応不要です。)

1 回答期限

令和 7 年 6 月 6 日 (金) 【期限を延長しました】

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。アンケートの回答が済んでいない場合は、回答をお願いします。

3 回答方法

(1) または (2) の手順で、電子申請・届出システムから回答するのが、簡単でおすすめです。

(1) スマートフォン等の場合

右の二次元バーコードを読み取り、回答してください。



↑ アンケートの
二次元コード

(2) パソコンの場合

「横浜市電子申請・届出システム」トップページの

【申請できる手続き一覧】の「個人向け手続き」をクリック。

キーワード検索で「市民局 自治会 アンケート」で検索、

当該アンケートを選択して回答してください。

【参考 URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202dbb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

※横浜市電子申請・届出システム

検索サイトで「横浜市 電子申請」と検索するとアクセスできます。

(3) 郵送の場合

3 月の各区配送便でお送りした調査票にご記入の上、同封した返信用封筒で返送してください。

担当 市民局地域活動推進課
電話 045-671-2317
FAX 045-664-0734
E メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

1 趣旨

4 月 1 日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシが完成しましたので、配付します。引き続き、補助金の活用について御検討ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

3 チラシについて

別添のとおり

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和 7 年 4 月 1 日（火）～9 月 30 日（火）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円 ※2

予算上限に達し次第、
受付を終了します。
申請はお早めをお願いします。

※1 電球形 LED ランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。

（ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る）

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」を御覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



（市 WEB ページ）

補助対象などに関するお問合せ・申請窓口・訪問アドバイザー事前予約

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（事務委託先）

電 話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 佐藤、高橋、笹尾

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734



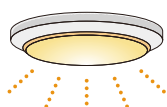
横浜市は 2030 年度までの
温室効果ガス排出量 50%
削減を目指しています

自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率 **2/3**

対象
製品

LED照明器具



補助上限額

60万円

省エネ性能

★★★★☆4.0

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの
交換も対象
(トップランナー基準達成製品)

対象
製品

エアコン



補助上限額

130万円

家庭用

省エネ性能

★★★★☆2.4

統一省エネラベル省エネ性能
★2.4つ以上

業務用

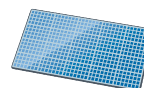
トップランナー基準達成製品

対象
製品

断熱窓など



断熱窓



太陽光
発電設備



蓄電池

補助上限額

合算で **200万円**

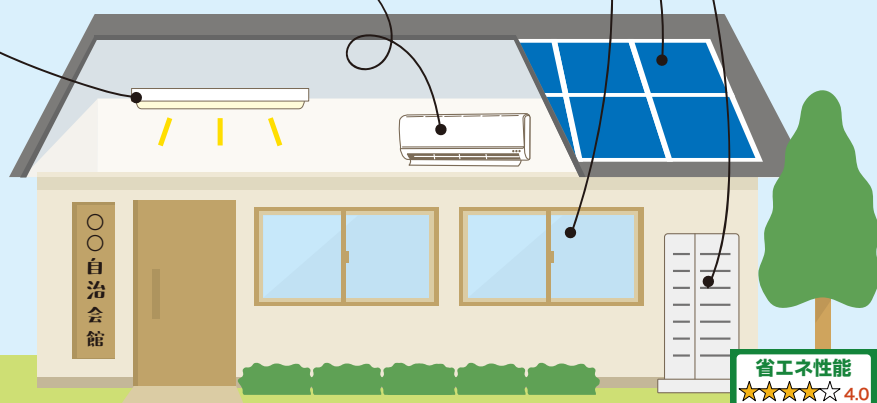
いずれかの実施でも申請ができます。

※断熱窓：会館の状況により、補助基準に合う
製品が見当たらない場合はお問合せください。

対象製品の要件、申請手続き等
の詳細は「募集案内」をご確認
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。



対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会**（地区連合町内会を含む）

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点と
している町内会等も補助対象となる場合があります。

詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

令和 **7** 年 **9** 月 **30** 日 **火** まで

※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

令和 7 年 12 月までの整備が対象

導入効果

LED 照明器具

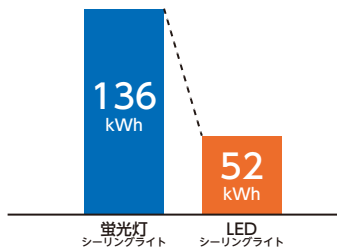
年間 CO₂排出量 1台あたり

約 **38kg 削減!**

年間電気代

約 **2,600 円 おトク!**

年間消費電力量 (kWh/年)



出典：スマートライフおすすすめBOOK2023 年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出
※電力の CO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出

エアコン

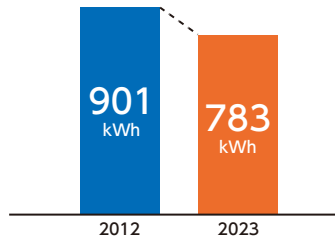
年間 CO₂排出量 1台あたり

約 **53kg 削減!**

年間電気代

約 **3,700 円 おトク!**

年間消費電力量 (kWh/年)



出典：スマートライフおすすすめBOOK2023 年度（2012 年製品の年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出
※電力の CO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出

断熱窓

冷暖房費削減効果
（施工前との比較）

年間 CO₂排出量

約 **340kg 削減!**

年間電気代

約 **23,600 円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
※経体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出
※電力の CO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出
※戸建て、窓 10 枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

手続きの流れ

意思決定・書類準備

補助申請

申請方法:

Eメール・郵送・委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）

申請期限:

令和7年9月30日（火）

なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

交付決定

契約・着手

施工業者へ支払

完了報告

令和7年12月26日（金）まで

交付額確定

補助金の請求

補助金の振込

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

申請書提出・問合せ・訪問アドバイザー事前予約

事務委託先 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話

045-451-7740

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール

yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。
相談・訪問にかかる料金は無料です。

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

令和7年5月19日

各自治会・町内会長 様

ふるさと西区推進委員会
会 長 平野 周二

令和7年度「ふるさと西区推進委員会」への
協力金納入のお願いについて

新緑の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
日ごろから当委員会の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、昨年度は、「西区虫の音を聞く会」、「能と狂言の出前講座」、「西区キャンドルアート」において西区制 80 周年記念連携事業として開催するとともに、「西区民まつり」への協力、「西区の史跡」の保存の支援のほか、新旧市街地のつながりを促進する「さくらフェスタ」への協力、西区の魅力を集約した情報紙「ふるさと西区」の発行等を行うことができました。これもひとえに皆様の御協力の賜物と深く感謝しております。

今年度につきましては、例年と同様に、各事業を開催いたします。
つきましては、令和7年度の協力金1団体2,000円の納入について、御配慮、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、協力金につきましては、地区ごとにおとりまとめいただくため、各地区の連長にお渡しいただけますようお願い申し上げます。

【問合せ先】

ふるさと西区推進委員会事務局（西区地域振興課内）

担 当 立川、高田

電 話 045-320-8387

F A X 045-322-5063

E メール ni-hurusato@city.yokohama.jp

令和7年5月19日

各自治会・町内会長 様

ふるさと西区推進委員会
会 長 平野 周二

令和7年度「ふるさと西区推進委員会」への
協力金納入のお願いについて

新緑の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
日ごろから当委員会の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、昨年度は、「西区虫の音を聞く会」、「能と狂言の出前講座」、「西区キャンドルアート」において西区制80周年記念連携事業として開催するとともに、「西区民まつり」への協力、「西区の史跡」の保存の支援のほか、新旧市街地のつながりを促進する「さくらフェスタ」への協力、西区の魅力を集約した情報紙「ふるさと西区」の発行等を行うことができました。これもひとえに皆様の御協力の賜物と深く感謝しております。
今年度につきましては、例年と同様に、各事業を開催いたします。
つきましては、令和7年度の協力金1団体2,000円の納入について、御配慮、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、誠に勝手ではございますが、協力金につきましては、次のとおりお取り扱いくださいますようお願いいたします。

【協力金】（1団体あたり）

2,000円 （郵便局での現金振込みの場合 2,110円※）

【納入方法】

納入方法		お支払い総額	備考
郵便局	通帳・カード （団体の口座から お振込み）	2,000円	振込手数料は 当委員会で負担します。
	現金	2,110円※	振込手数料は 当委員会で負担します。
地域振興課へ 持参	現金	2,000円	西区役所地域振興課 （4階47番窓口）

※現金でお振込みの場合には、1件ごとに110円が加算されます。加算料金については、各団体の負担とさせていただきますので、予めご了承ください。

【納入期限】

令和7年6月30日（月）

【振込先】

ゆうちょ銀行（郵便局）
00250-8-140279
口座名称：ふるさと西区推進委員会（フルサトニシクスイシンイインカイ）

【問合せ先】

ふるさと西区推進委員会事務局（西区地域振興課内）
担 当 立川、高田
電 話 045-320-8387
FAX 045-322-5063
Eメール ni-hurusato@city.yokohama.jp

第50回 西区民 まつり

11月2日(日) 10~15時
@ 戸部公園・西前小学校

ブース出店・ステージ出演団体 団体募集情報

募集期間 6月2日(月)~6月16日(月) 必着

申込方法 申込方法等の詳細は、募集要項を5月28日(水)から次のとおり配布しますのでご確認ください

- 01 西区ホームページからダウンロード
- 02 西区役所・地区センター(西・藤棚)で配布

🔍 横浜市 西区民まつり 🔍



ー西区民まつりは今年で開催50回目を迎えますー

お口とからだの健康づくり応援イベント

日時
場所

7月3日 木 14:00 ▶ 16:00 西区役所3階
(最終受付は15:40)

西区歯科医師会の歯科医師による「こどもへのフッ化物塗布体験」や、子どもも大人も対象の「歯科相談会」保健師による大人対象の「骨密度測定」や「アルコールパッチテスト」、栄養士による「ベジチェック測定」など専門スタッフがみなさんの健康づくりを応援します！ぜひ、ご参加ください！

予約制

こどもへのフッ化物塗布体験



今回は体験塗布！

かかりつけ歯科医で継続してフッ化物塗布をしましょう！

対象 0歳～小学6年生

定員 先着90名

注意 フッ化物塗布のため、
当日は必ず歯磨きをしてお越しください

6/11(水)～
申込開始

下記二次元コード
(区ホームページ)
からお申込みください。



フッ化物塗布のメリット

フッ素塗布をすることで
「むし歯予防」や「歯質強化」につながります。

予約不要

食育体験

- ・ベジチェックで推定野菜摂取量の測定と結果説明
- ・一日の野菜量の確認



大人&子ども

予約不要

歯科相談会

どなたでも！
西区歯科医師会の
先生方がご相談に
応じます



大人&子ども

予約不要

骨密度測定



※素足での測定となります

大人

予約不要

アルコールパッチテスト

アルコールに対する体質がわかるテスト。アルコールとの付き合い方をアドバイス！

大人

参加者への
プレゼントあり



西区民の
健康づくりを応援！



西区マスコットキャラクター「にしまろちゃん」



お問合せ先 西区福祉保健センター 福祉保健課 健康づくり係
☎ 045-320-8439 FAX 045-324-3703

主催 西区歯科医師会／西区福祉保健センター

6月4日～10日
「歯と口の健康週間」

参加費無料

定員100名

※事前申込不要

※当日先着順

第22回みなと市民セミナー

心房細動について知ろう

～元気なうちから人生会議～

2025. 7 . 1 (火)

14:00-15:30 (途中休憩あり)

会場：横浜市立みなと赤十字病院
大会議室 (横浜市中区新山下3-12-1)

講演1

自己検脈のすすめ

隠れ心房細動を見つけ先進的な治療で治す

<講演者>

循環器内科部長

山内 康照



心房細動を早期に発見することの必要性、
当院で行っている先進的な治療についてわか
りやすくお話しします。

講演2

これからの人生を考えよう

自分らしく生きるための人生会議について

<講演者>

療養・福祉相談室 MSW (医療ソーシャルワーカー)

亀山 友美

これからの人生について考えるヒントを学びま
せんか？ 制度のこと、医療費にまつわることも
交えて分かりやすく解説します。

もれもを守る。いつもつながる。

最新情報はこちら

<お問い合わせ>

横浜市立みなと赤十字病院 みなと市民セミナー担当

TEL:045-628-6815 (平日9:00～17:00)

